

# 厚木市人権施策推進指針

2019年10月

厚 木 市



# 目次

## 第1章 人権施策推進指針（改定版）の策定

1. 策定の背景	1
2. 策定の趣旨	5
3. 指針の位置付け	6

## 第2章 厚木市の現状

1. 厚木市の社会構造	7
2. 厚木市人権に関する市民意識調査の主な結果	9

## 第3章 基本理念

1. 基本理念	14
2. 基本姿勢	14
3. 人権施策の推進	15

## 第4章 人権施策の推進

1. 基本的施策	16
(1) 人権教育・啓発の推進	16
(2) 相談・支援体制の充実	20
2. 分野別施策	22
(1) 子ども	23
(2) 女性	26
(3) 高齢者	29
(4) 障がいのある人	32
(5) 同和問題	35
(6) 外国人	37
(7) インターネットによる人権侵害	40
(8) 性的指向、性自認	43
(9) その他の様々な人権課題	46

## 第5章 推進体制

1. 行政・市民・事業者・団体等の役割	50
2. 人権施策の推進体制	52
3. 指針の点検と見直し	53

## 資料編

1. 策定の体制と経過	54
2. 相談窓口	56
3. 諮問・答申	62
4. 厚木市人権施策推進協議会規則	68
5. 人権施策推進協議会委員名簿	70
6. 人権施策推進会議委員一覧	71

### 本指針の用語表記について

#### 1. 「障がい」

「障害」の「害」を原則として「がい」と平仮名で表記しています。ただし、次の場合は漢字で表記しています。

- ・法令や団体名等の固有名詞の場合  
(例：障害者総合支援法、障害支援区分、身体障害者手帳 等)
- ・人の状態を表さない場合  
(例：障害物、電波障害 等)

※「障がい者」には、原則として「障がい児」が含まれるものとしています。

#### 2. 専門的な用語

専門的な用語は、初出の箇所に脚注を付けた上で、簡易な表現に置き換えずにそのまま表記しています。

#### 3. 法律の名称

原則として正式名称で表記しています。ただし、略称がある場合で、かつ同じ節内に複数回登場する場合、二回目以降を略称で表記します。

# 第1章 人権施策推進指針（改定版）の策定

## 1. 策定の背景

### （1）国際的な動向

国連は、昭和23年に、全ての国家と人類が達成すべき人権についての共通の基準として、「世界人権宣言」を採択し、昭和41年には法的拘束力を持つ「国際人権規約」を採択しました。世界人権宣言第一条には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と人権の本質が明記されています。平成5年には国連主催の世界人権会議で、全ての国家が、全ての人権と基本的自由を普遍的に尊重し保護する義務があることが改めて確認されました。

さらに国連は、昭和40年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）、昭和54年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）、平成元年に「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）、平成18年に「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）等人権保障のための条約を採択し、社会的に弱い立場にある人の権利擁護を進めてきました。

また、第49回国連総会では、平成7年から平成16年までを「人権教育のための国連10年」と決議し、あらゆる国や地域において、「人権という普遍的文化」の構築に向けて、人権に関する教育啓発活動に積極的に取り組むように要請しました。これが契機となって、今日では世界各地で人権に関する様々な取組が進められています。このような教育・啓発を通して、人権への理解が市民レベルに広がってきています。

しかしながら、今なお世界各地では、地域紛争、飢餓・貧困による食糧問題、児童労働、人身売買等の人権侵害、難民問題等、解決しなければならない人権問題が数多く存在しています。このように世界が複雑に結びついていることから、世界各地の問題に関して日本も無縁ではありません。日本国内の問題が直接的及び間接的に国外の問題と関連していることもあり、人権問題は多様化しています。

## (2) 国内の動向

我が国では、「基本的人権<sup>\*1</sup>の尊重」を基本原理とする日本国憲法の下で、これまで、人権に関する様々な制度や施策の充実が図られてきました。また、人権尊重の国際的な潮流に合わせて、多くの人権関連条約を批准してきました。

国内法としては、平成8年に「人権の擁護に関する施策を推進するための法律」（人権擁護施策推進法）が5年間の時限立法として制定されました。その後、平成12年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育啓発推進法）が制定され、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務等が定められました。これを受け、各地方公共団体では地域の実情に合わせた様々な取組が行われています。

国際的な動向と合わせて、社会的に弱い立場にいる人の権利擁護を図るための法制度も整備されてきました。平成25年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され、平成28年には、子どもを権利の主体に位置付ける「児童福祉法」の改正が行われました。このほか、子ども、高齢者、障がい者の虐待防止のための法律や、DV<sup>\*2</sup>防止のための法律も施行されています。

これに加えて、差別的な規定を盛り込んだ法律の廃止や、条項の改正も進められており、平成8年には、遺伝性疾患やハンセン病<sup>\*3</sup>、精神障がい等を理由に不妊手術や中絶を認めた旧「優生保護法」<sup>\*4</sup>の優生手術規定が廃止され、「母体保護法」に改組されました。このほか、民法においても旧来の家族制度にまつわる配偶者等の不利益を見直す改正が行われています（詳細はP47：4章2（9）を参照）。このように社会の構造変化、人権擁護意識や権利意識の変化に対応して権利擁護の見直しが進められています。

---

<sup>1</sup> 基本的人権：単に人間であるということに基づいて、生まれながらにして持っている普遍的権利。

<sup>2</sup> DV（Domestic Violence：ドメスティック・バイオレンス）：家庭内における暴力行為。特に、配偶者や恋人等近い関係にある異性への身体的、精神的、性的暴力。

<sup>3</sup> ハンセン病：らい菌によって生じる慢性の感染症。皮膚に結節・斑紋ができ、その部分に知覚麻痺がある。日本国内では平成8年に、らい予防法が廃止されるまで、患者の隔離政策が行われた。

<sup>4</sup> 優生保護法：優生学上不良な子孫の出生防止と母性の生命・健康の保護を目的として昭和23年に施行された法律。この法律の下に、遺伝性の疾患や精神障がい、知的障がい等を理由として、本人の同意がないまま不妊手術が行われた。平成8年に母体保護法に改組され、優生手術の規定が廃止された。

しかしながら、近年においては、性的指向・性自認等の性的少数者<sup>※5</sup>、ヘイトスピーチ<sup>※6</sup>、ハラスメント<sup>※7</sup>、インターネットを活用した人権侵害等の新たな人権課題が顕在化しています。また、子ども、女性、高齢者、障がい者、生活保護利用者等、特定の社会的少数者や社会的弱者に関わる事件や出来事、悪質な商法・ビジネス等も発生しており、大きな社会問題となっています。さらに、平成30年には、大学入試における女子合格者の抑制の操作や、行政機関における障がい者雇用者数の水増し等の問題も表面化しました。人権擁護に率先して取り組むべき、行政機関や教育機関においても人権の軽視や人権意識の欠如があることが分かりました。

このような中、平成20年代後半には、地方公共団体の率先した動きも注目されました。性的少数者（性的指向・性自認）の権利擁護に向けて、同性パートナーを結婚に準じる関係と認める条例を制定したり、ヘイトスピーチの解消に向けて、条例の制定やガイドラインの策定を行う動きがあり、地方公共団体における独自の取組も活発化しています。

以上のように、従来からの人権問題に関する人権擁護の取組が進む一方で、近年は新たな人権課題が生じており、その都度、個別的な対処が講じられるといった状況が続いています。人権を取り巻く環境の変化に伴い、国民の意識も変化している中、複雑・多様化する人権問題に対応しながら、人権施策を推進していくことが求められています。

---

<sup>5</sup> 性的指向、性自認等の性的少数者：性的指向は、恋愛・性愛がどういう対象に向かうか、性自認は自分の性をどのように認識しているかを指す。詳細はP43：第4章2（8）を参照。

<sup>6</sup> ヘイトスピーチ：特定の個人や集団、団体等の人種、宗教、民族文化、性別・性的指向等を差別的な意図をもって貶める言動。

<sup>7</sup> ハラスメント：嫌がらせやいじめ。嫌がらせやいじめをする側とされる側が特定の関係性にあるセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、アカデミックハラスメント等がある。

※アカデミックハラスメントは研究・教育上の権限または学術組織での職場権限を乱用して、研究活動、教育指導、又は業務上の妨害、嫌がらせを行ったり、不利益を与えること。略称は「アカハラ」。

## 【最近施行された人権に関わる法律】

- 平成16年（2004年）性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）
- 平成17年（2005年）犯罪被害者等基本法
- 平成18年（2006年）高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）
- 平成24年（2012年）障害者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律（障害者虐待防止法）
- 平成25年（2013年）いじめ防止対策推進法
- 平成26年（2014年）私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）
- 平成27年（2015年）生活困窮者自立支援法
- 平成27年（2015年）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
- 平成28年（2016年）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
- 平成28年（2016年）部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）
- 平成28年（2016年）本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）
- 平成28年（2016年）成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）
- 平成28年（2016年）児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年児童福祉法等改正法）
- 平成28年（2016年）再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止法）
- 平成29年（2017年）外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）
- 平成31年（2019年）出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律

※年は施行年を示す。



## 2. 策定の趣旨

本市では、平成10年4月からの第8次厚木市総合計画の基本目標の1つに『心あたたかい』福祉充実のまち』を掲げ、その実現に向けた施策として「人権尊重の地域づくり」を位置付けました。第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」においても引き続き、偏見や差別による人権侵害を防止するため、人権教育・啓発事業、相談体制の充実、同和対策の推進等、互いに尊重し合い、共に生きる社会を実現するための人権施策を推進してきました。その後、世界人権宣言、基本的人権を保障した日本国憲法等に基づき、平成16年度には、厚木市人権施策推進指針（以下「前指針」という）を策定しました。この指針は、一人一人の人権が尊重され、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成する「人権尊重の地域づくり」を目指す、本市の道しるべとなりました。特に、子ども、女性の分野別施策の方向性を示す等、人権意識の向上に貢献しました。

しかしながら、近年においては新たな人権課題が顕在化するとともに、社会的な少数者や弱者を巻き込んだ事件等が発生し、大きな社会問題となっています。その都度対策も実施され、今日では前指針が策定された当時とは、人権をめぐる状況が大きく変化しています。

このような社会の変化に対応するため、本市では、総合計画をはじめ、子ども未来プラン（「次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画」、男女共同参画計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画、地域福祉計画等の個別計画等において、人権教育・啓発等、差別の解消、虐待の防止、人権尊重の考え方に基づく施策を位置付けてきました。また、平成22年には、厚木市自治基本条例（以下「自治基本条例」という）を制定し、人権を基盤として、第6条に市民の権利、第8条に子どもの権利を規定しました。

こうしたことから、前指針策定以降の社会の変化に対応するとともに、本市の各施策分野における人権関連施策の動向を踏まえて、今後の人権関連施策の基本的な考え方を再整理することが必要となっています。社会の変化を踏まえつつ、人権に対する理解の促進及び人権意識の高揚を図るため、前指針を改定し、新たに「厚木市人権施策推進指針」（以下「本指針」という）を策定します。

### 3. 指針の位置付け

本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育啓発推進法）第5条の規定により、地方公共団体としての本市の責務を果たすための基盤となるものです。

また、第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」の将来都市像の実現に向けた施策の一つである「自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現」に向けて、人権施策を推進するために、基本理念や各施策分野における施策の方向性を示すものです。同時に、本市が策定する男女共同参画計画、地域福祉計画、教育大綱等の諸計画等の推進にあたっての人権尊重の考え方を示すとともに、国の人権教育・啓発に関する基本計画及び県のかながわ人権施策推進指針との整合性にも配慮します。

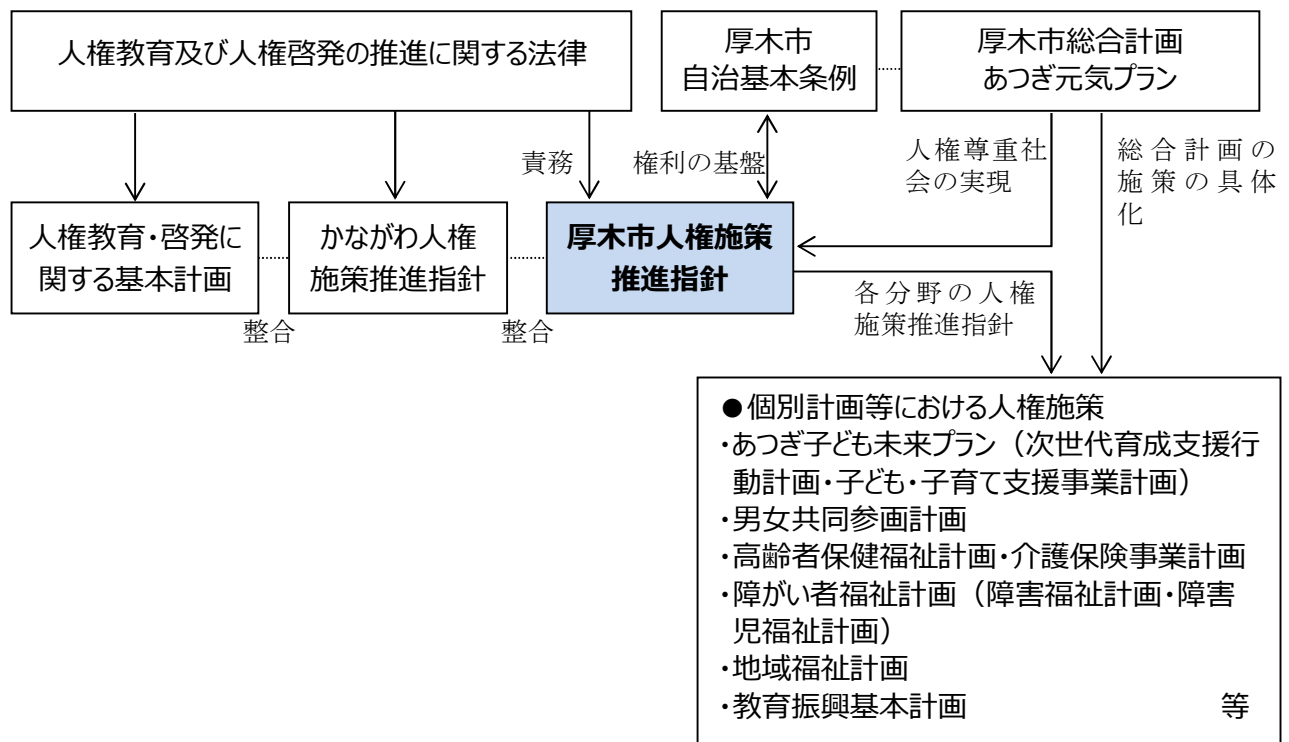
さらには、自治基本条例に規定する市民の権利、子どもの権利を擁護するための基盤としても不可欠なものとなります。

#### 【人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 第5条】

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

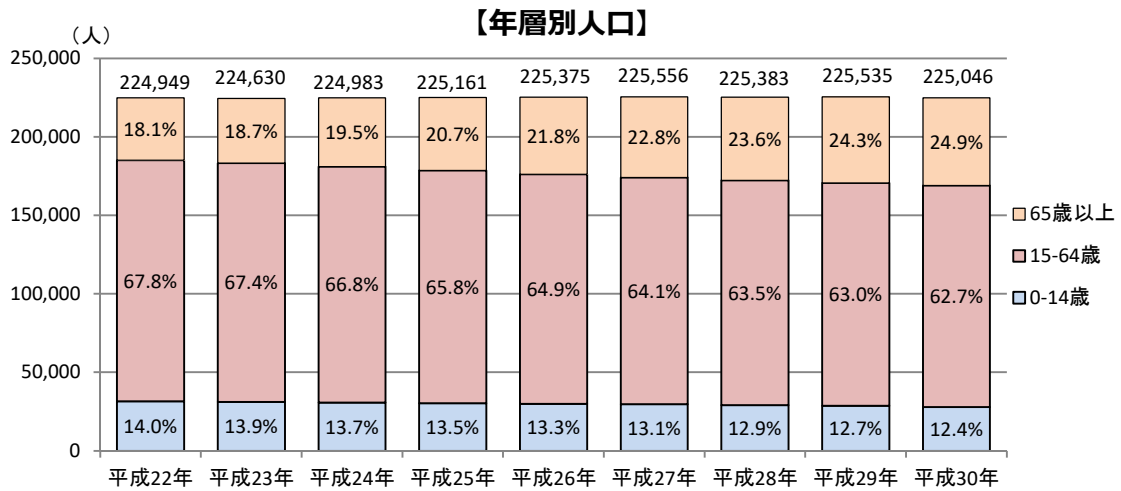
#### 【厚木市人権施策推進指針の位置付け】



## 第2章 厚木市の現状

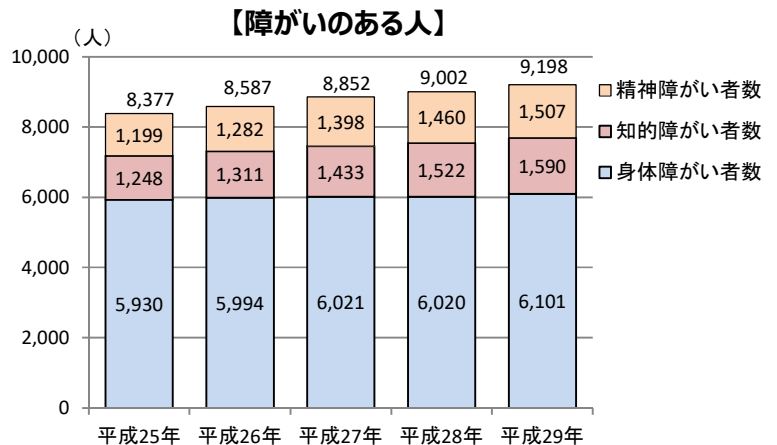
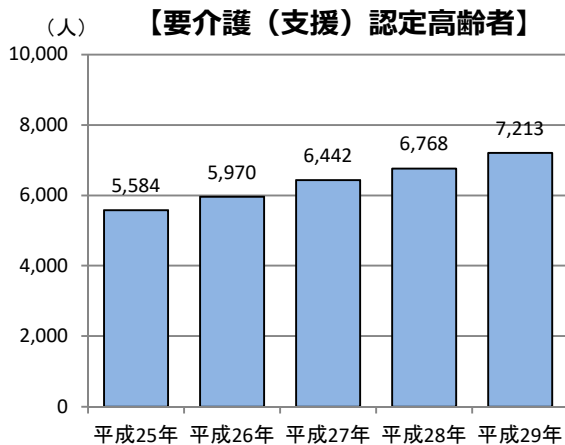
### 1. 厚木市の社会構造

本市の総人口は、近年横ばいで推移しています。しかし、人口の年齢構成は大きく変化しており、平成30年には65歳以上の高齢者が4人に1人を占めるまでに増加しています。一方、15歳から64歳までの生産年齢人口、14歳以下の年少人口は減少傾向にあります。



※平成24年以降は住民基本台帳に外国人を含む。それ以前は住民基本台帳と外国人登録数の合算値  
(住民基本台帳 (各年10月1日))

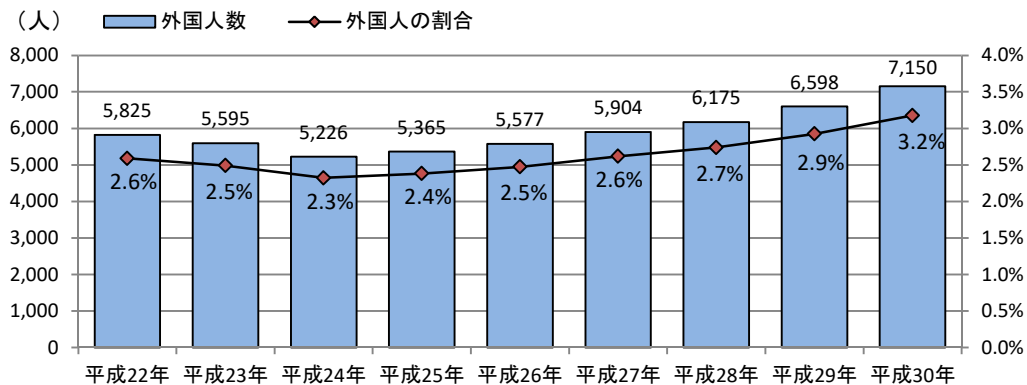
高齢化とともに要介護（要支援）に認定された高齢者及び、障がいのある人が増加しています。特に精神障がいや知的障がいのある人の増加が顕著となっています。



(統計あつぎ (平成29年版統計書))

本市に住む外国人の数も近年、増加傾向にあります。総人口に占める割合は平成30年には3.2%となっており、約30人に1人が外国人となっています。

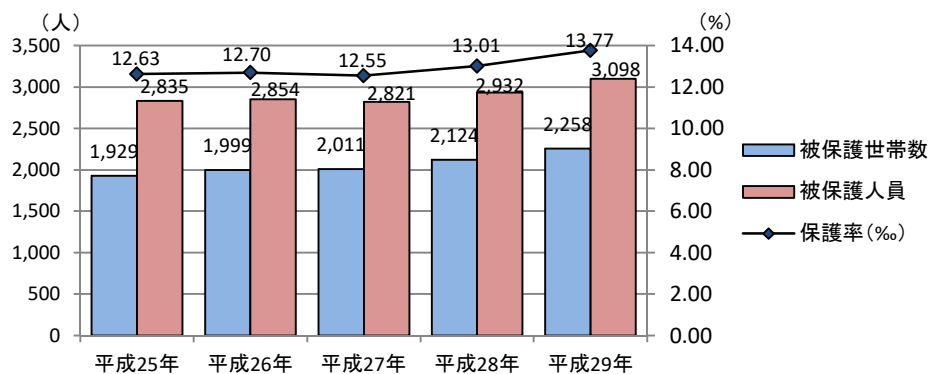
### 【外国人】



(住民基本台帳・外国人登録人口 (各年10月1日))

生活保護利用世帯数は増加傾向にあり、被保護人員数にも増加傾向がみられます。平成29年度の被保護人員数は3,000人を超えています。

### 【生活保護利用世帯・被保護人員数】



(統計あつぎ (平成29年版統計書))

外国人、要介護・要支援高齢者、障がいのある人、生活保護利用者等、従来、社会的な立場の弱い人、少数者と呼ばれる人の割合が高まっています。このような点においても本市の市民における多様性が拡大しており、個人の尊厳及び相互尊重が重要となっています。

## 2. 厚木市人権に関する市民意識調査の主な結果

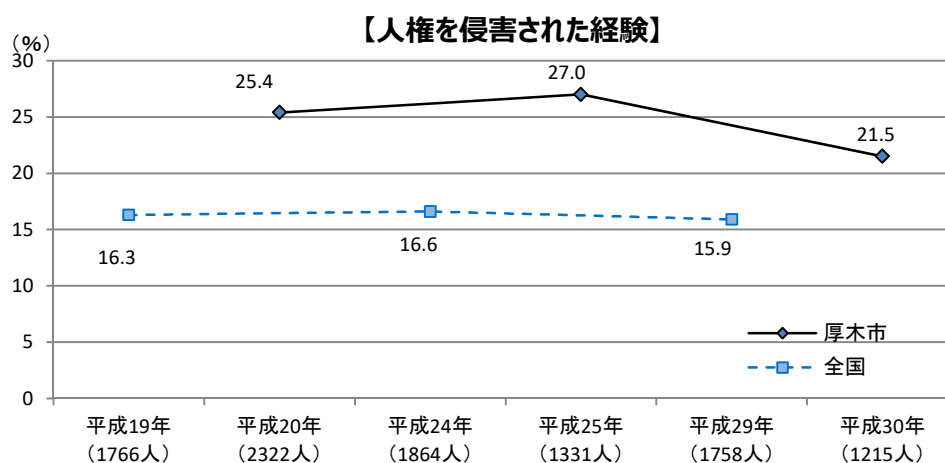
本市では5年毎に、「厚木市人権に関する市民意識調査」を行っています。平成30年度には、15歳以上の市民（外国籍の方を含む）を対象に行いましたので、主な結果を掲載します。

対象者	厚木市に居住する15歳以上の男女（外国籍の方を含む）3,000人
調査内容	人権に関する関心、問題意識等
抽出方法	住民基本台帳からの性別・年齢階層別の層化抽出（無作為抽出）
調査方法	郵送法（郵送配布・郵送回収）
調査期間	平成30年8月1日（水）～8月22日（水）
回収数（回収率）	1,215件（40.5%）

### （1）身近な人権侵害の状況

#### ①人権を侵害された経験

人権を侵害された経験のある市民は、平成30年時点では21.5%となっており、平成20年及び平成25年に比べて低くなっています。ただし、全国調査（18歳以上対象）の結果と比べると、高くなっています。

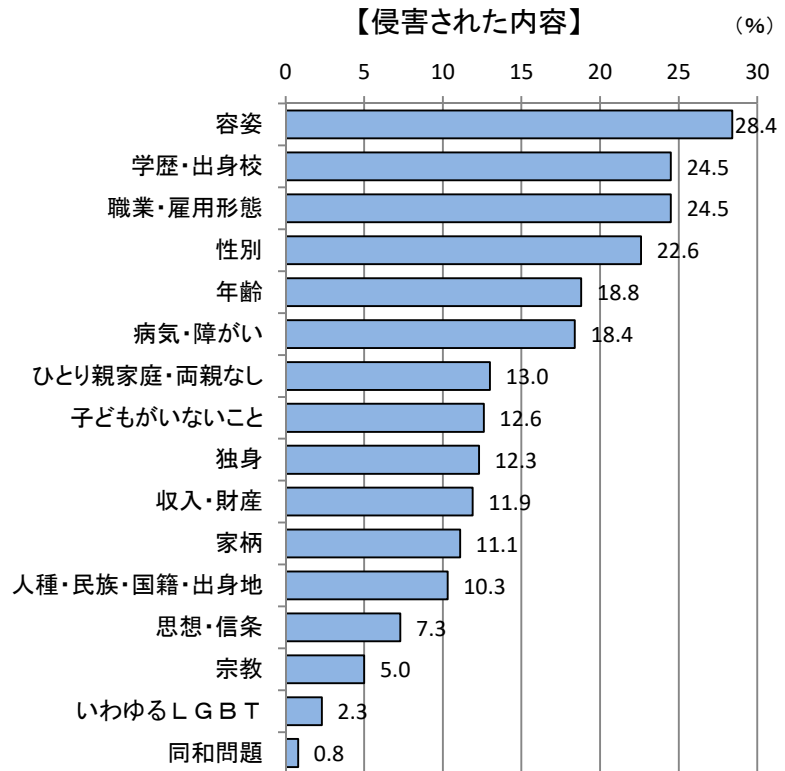


※「全国」は内閣府「人権擁護に関する世論調査」の結果

※次頁以降、回答者数の記載を省略します。

## ②侵害された内容

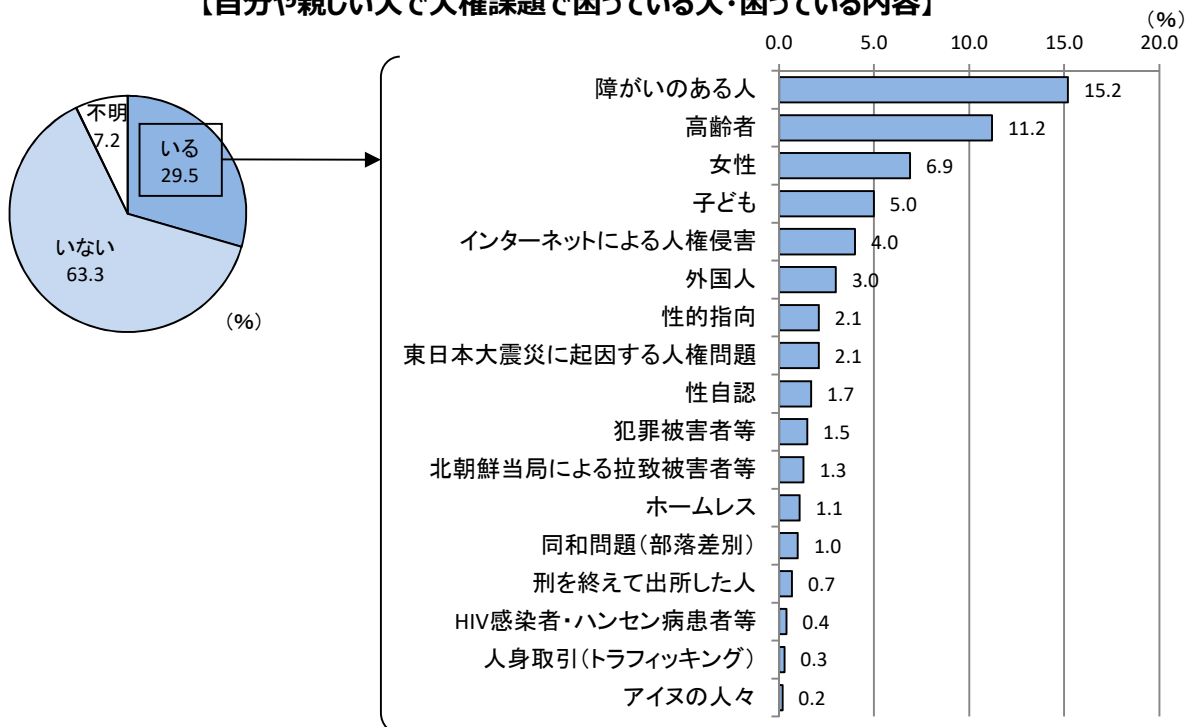
侵害された内容では、「容姿」(28.4%)、「学歴・出身校」(24.5%)、「職業・雇用形態」(24.5%)、「性別」(22.6%)、「年齢」(18.8%)の順で多くなっています。他にも多岐に渡っています。性別や年齢等人に備わる様々な要素や、世帯に関する状況等が侵害され、差別を受ける要素となっています。



## ③人権課題で困っている人

自分や家族、身近な人の中に人権課題で困っている人がいる人は、29.5%にのぼっています。その中では、「障がいのある人」で困っている人が15.2%で最も多くなっています。このほか、「高齢者」「女性」「子ども」「インターネットによる人権侵害」で困っている人が続いています。

【自分や親しい人で人権課題で困っている人・困っている内容】

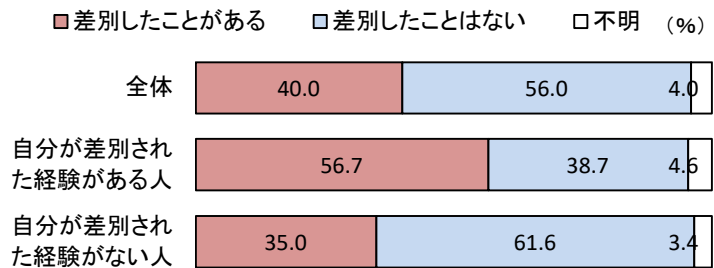


#### ④他人を差別した経験

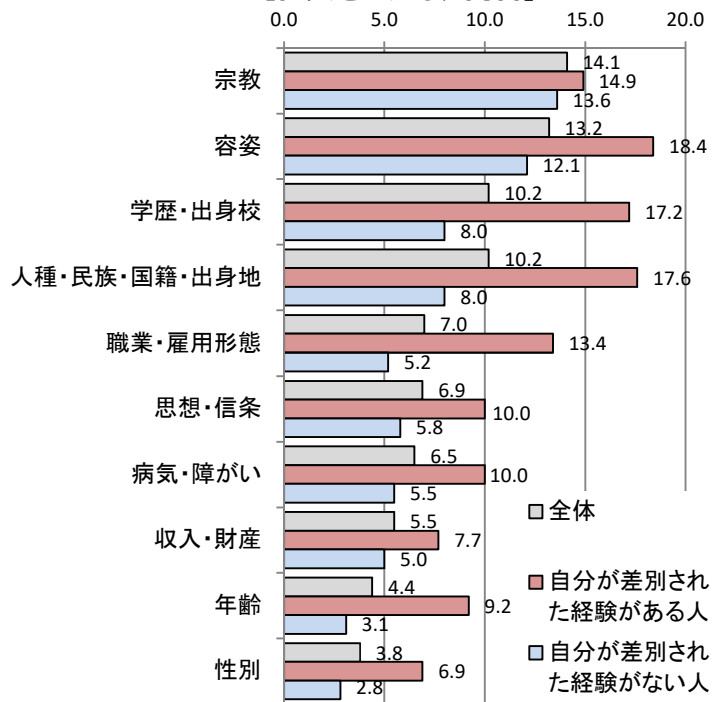
他人を差別した経験についてみると、「差別したことがある」が40.0%にのびります。自分が差別された経験がある人では、自分が差別された経験がない人に比べて、他人を「差別したことがある」の割合が高くなっています。自分が差別された経験が他人の差別につながる様子が見えてきます。

他人を差別した内容で多いのは、「宗教」「容姿」「学歴・出身校」「人種・民族・国籍・出身地」等であり、これらはいずれも10%以上となっています。また、自分が差別された経験がある人では、差別された経験がない人に比べて、「学歴・出身校」「人種・民族・国籍・出身地」「職業・雇用形態」を差別する割合が顕著に高くなっています。

【他人を差別した経験】



【他人を差別した内容】 上位10項目 (%)

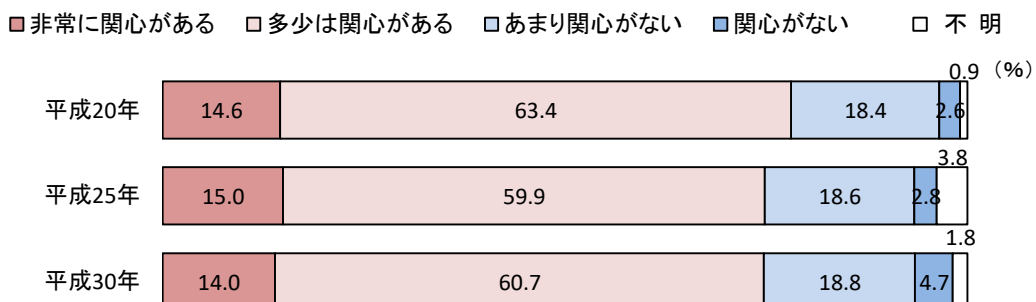


## (2) 人権課題に関する意識

### ①人権問題への関心

市民の人権問題への関心についてみると、平成30年時点では「非常に関心がある」が14.0%、「多少は関心がある」が60.7%となっており、関心のある人は合計で74.7%を占めています。ただし、関心のある人の割合は、平成20年からわずかに減少傾向にあります。

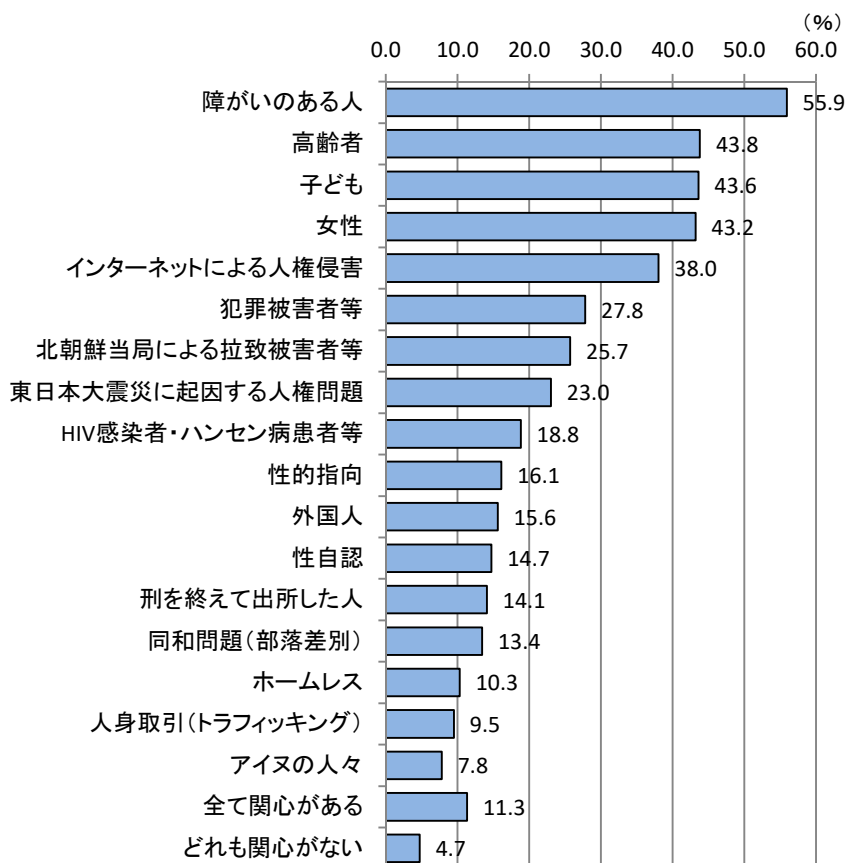
【人権問題への関心】



## ②関心のある人権課題

市民が関心を持っている人権課題では、「障がいのある人」が55.9%と最も多くなっています。このほか、「高齢者」「女性」「子ども」「インターネットによる人権侵害」も多くなっています。市民が関心を持つ人権課題の調査結果は、身近で起きている人権課題の調査結果と概ね同様の傾向となっています。人権で困っている人の情報やそのイメージが、市民に広く共有されているものと思われます。

【関心のある人権課題】

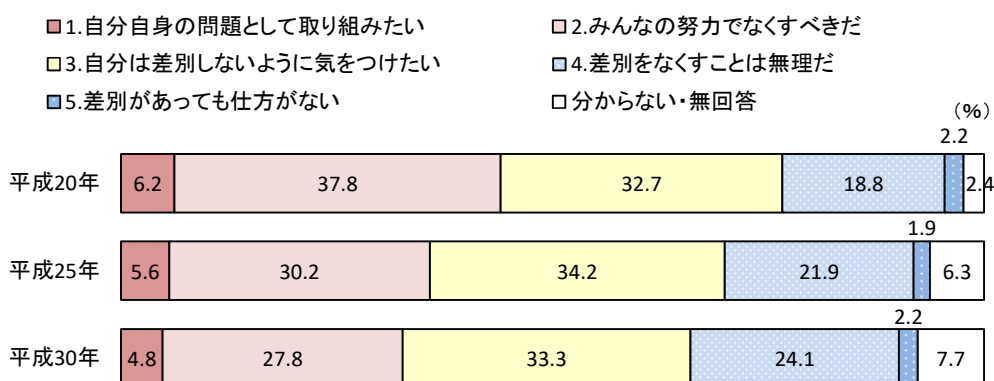




### ③人権問題への考え方

市民の人権問題についての考え方についてみると、平成30年時点では「みんなの努力でなくすべきだ」が27.8%、「自分は差別しないように気をつけたい」が33.3%、「差別をなくすことは無理だ」が24.1%となっています。このうち、「みんなの努力でなくすべきだ」は減少傾向にあり、「差別をなくすことは無理だ」が増加傾向にあります。市民の間では、差別を容認する人は少ないものの、差別を減らすべきだという人が減少し、差別をなくすことが無理だと考えている人が増加しています。

#### 【人権問題への考え方】



※正確な選択肢は以下の通り

- 1 差別は絶対許せない。自分自身の問題として積極的に取り組みたい
- 2 差別は絶対許せない。みんなの努力でなくすべきだ
- 3 差別されている人は気の毒だが、自分にはどうすることもできない。自分はせめて人を差別しないように気をつけたい
- 4 差別がないことは理想であるが、差別をなくすことは無理だ
- 5 人間は他人より優位に立ちたいという気持ち等があり、差別があっても仕方がない
- 6 分からない

## 第3章 基本理念

### 1. 基本理念

人権は、人間の尊厳に基づいて、全ての人が生まれながらに持っている権利であり、個人としての生存と自由を確保し、より幸福な人生を送るために欠くことのできない権利です。そして、人権が尊重され、守られた社会は、全ての人が自信と誇りを持って、いきいきと個性や能力を発揮できる社会となるはずです。

そこで、本市では人権施策推進の基本理念として、第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」における人権分野の目標である「自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現 “互いの人権を尊重し、いきいきと個性や能力を発揮できる社会をつくりま

す”」を掲げます。

#### 人権施策推進の基本理念

### 自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現

“互いの人権を尊重し、いきいきと個性や能力を発揮できる社会をつくりま

### 2. 基本姿勢

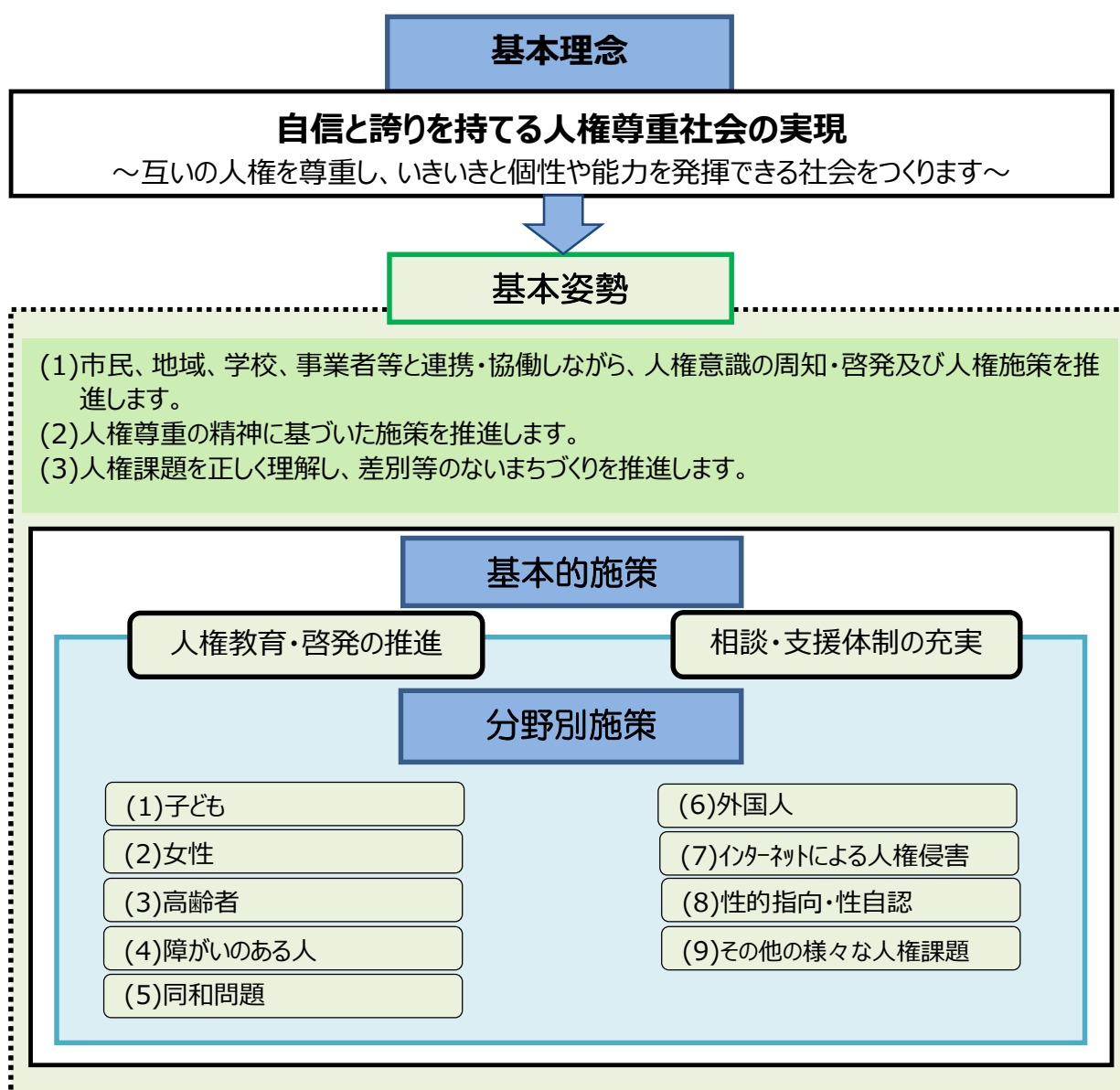
一人一人の人権が尊重されるように、基本理念を実現するため、人権施策を推進する基本姿勢として、次の3点を掲げます。

- (1) 人権問題は、社会全体で解決していくことが重要であることから、市民、地域、学校、事業者等と協働・連携しながら、人権意識の周知・啓発及び人権施策を推進します。
- (2) 人権尊重の精神に基づいた施策を推進します。
- (3) 差別や偏見等により苦しんでいる人の立場に立って、人権課題を正しく理解し、差別等のないまちづくりを推進します。

### 3. 人権施策の推進

この指針の基本理念「自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現～互いの人権を尊重し、いきいきと個性や能力を発揮できる社会をつくります～」を目指すために、人権施策を進めていく必要があります。

人権施策については、人権尊重の理念を普及させるために、包括的な施策として「人権教育・啓発の推進」及び「相談・支援体制の充実」を基本的施策とします。また、様々な人権課題については、分野別施策とし、法務省が掲げる17の人権課題における現状と課題、今後の施策の方向性を示していきます。



## 第4章 人権施策の推進

### 1. 基本的施策

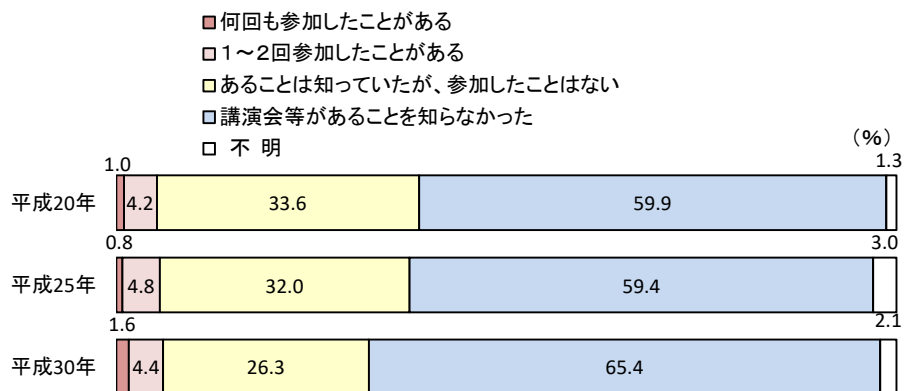
#### (1) 人権教育・啓発の推進

人権尊重社会の実現のためには、全ての市民が人権の意義と共存の重要性を理解し、お互いに尊重していくことが求められます。

本市では、前指針に基づいて多様な方法で人権教育・啓発を行ってきました。その中で講演会も毎年行っていますが、厚木市人権に関する市民意識調査の結果によると、「講演会等があることを知らなかった」市民が増加しており、人権教育・啓発を継続的に推進していくことはもとより、その機会の周知拡大に努め、市民の関心を高めていくことが必要です。

そこで、本市では、全ての市民が人権について正しく理解し相互に尊重し合えるよう、ライフステージに合わせた人権教育・啓発を推進します。また、人権教育・啓発の実施にあたって、学校、地域、家庭、職場等様々な場で、市民・事業者と連携・協働しながら、理解を深める機会の創出・提供に努めます。

【人権に関する講演会への参加経験】



(厚木市人権に関する市民意識調査)

## 【主な施策の方向性】

### ①学校、保育所等における人権に関する取組

子どもが命の大切さや他人の心の理解や違いを認め合うことを、集団生活の中で理解し、発達段階に応じて人権意識を身に付けられるように、人権の理解と意識の高揚を図ります。

- ・学校教育においては、児童・生徒の発達段階に応じながら、教育活動全体を通じて、自他を大切にし、互いに認め合える豊かな心を育成するとともに、命の大切さを学び、人権尊重の精神を基盤とした人権教育の充実を図ります。
- ・人権教育の取組が地域社会へと広がるよう、家庭や地域との連携を深めます。
- ・人権教育における諸課題について研修を通して、教職員・保育士等一人一人の人権感覚を磨き、指導力の向上を図ります。

### ②地域社会における人権に関する取組

地域社会は、日頃の人との交わりや出来事等を通じて人間の多様性を理解し、また、共通の地域課題を共に考えることで、共生・共存のあり方を学ぶ場となります。このような地域社会の特性を有効に活かすため、地域社会と連携して人権啓発や学習機会の提供を図り、地域における実践力を高めます。

- ・自治会等と連携し、一人一人の人権問題に対する正しい理解を深め、人権意識を高める啓発を行います。
- ・社会教育においては、人間尊重の精神を基盤とした人権に係る学習の機会を提供するとともに、社会教育関係団体等と連携を図りながら、人権意識を高める啓発活動に努めます。

### ③家庭における人権に関する取組

家庭はあらゆる教育の出発点であり、親と子が豊かな人権感覚を養う上でも重要な場となります。親が子どもをかけがえのない存在としてその個性を尊重し、また、子どもが命の大切さや他人を思いやる豊かな心を育めるように子育てや家庭教育の支援を図ります。

- ・子育てや子どもの権利に関する情報や学習機会の提供を図るとともに、子育て・家庭教育に関する相談及び支援の充実を図ります。
- ・児童虐待防止に関する啓発や情報提供を行うとともに、虐待の早期発見及び適切な支援を図るための取組を進めます。

#### ④企業・事業所等における人権に関する取組

企業・事業所等の人権問題は、主に従業員との間で起きています。パワーハラスメント<sup>※8</sup>、セクシャルハラスメント<sup>※9</sup>、マタニティハラスメント<sup>※10</sup>等のハラスメント問題、非正規労働者や外国人労働者をめぐる問題、採用・昇進・待遇等の公平性に関わる問題、長時間勤務や過労死の問題等、様々な問題があります。このほか、顧客の個人情報漏えい、サプライチェーン<sup>※11</sup>を介した途上国での人権問題（例えば、途上国の委託先での児童労働等）への間接的加担等の問題も生じています。

地域の一員である企業・事業所等が人権問題の解消やリスク対策に取り組めるように、情報提供や相談等による支援を行い、労働者の人権擁護の促進を図ります。

- ・企業・事業所等における人権研修の実施を働きかけ、ハラスメントの防止や機会均等の環境整備を進め、人権尊重に基づく職場づくりを支援します。
- ・企業・事業所等や関係機関との連携により、ワーク・ライフ・バランス<sup>※12</sup>を実現できる労働環境づくりを推進します。
- ・企業・事業所等の人権問題の解消及びリスク対策に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。

#### ⑤行政における人権に関する取組

本市職員は、人権問題の解決における責務を自覚するとともに、本市の施設や事務事業において率先的に人権尊重・人権擁護を実践していくことが求められます。また、地域社会における人権意識の高揚を図っていくことも求められます。そのため、人権に関するマニュアル等の整備や職員研修等を通じて職員の人権意識の向上を図るとともに、本市にある人権問題の情報を共有するなど、人権課題の解消に努めます。

---

<sup>8</sup> パワーハラスメント：組織や社会で地位的に強い者（政治家、会社社長・役員、大学教授等）が、その権力（パワー）や立場を利用して行う嫌がらせやいじめ。略称は「パワハラ」。

<sup>9</sup> セクシャルハラスメント（セクシュアルハラスメント）：性的いやがらせ。特に、職場や学校等で行われる性的・差別的な言動。略称は「セクハラ」。

<sup>10</sup> マタニティハラスメント：職場等での女性に対する妊娠・出産に関する嫌がらせ。嫌がらせの言動をとることに加え、妊娠を理由として自主退職を強要をすること、育児休暇を認めないこと、妊娠しないことを雇用の条件にすること等もマタニティハラスメントに該当する。略称は「マタハラ」。

<sup>11</sup> サプライチェーン：供給網。製品・サービスの提供にあたって、原料の段階から消費者に至るまでの全過程のつながりのこと。途上国等での原材料の仕入れ先や製造委託先等による労働問題や環境問題によって、知らないうちに労働者や地域住民の人権侵害に加担してしまい、発注先企業等が批判を受ける事案が生じており、サプライチェーンを通じた人権リスクが問題となっている。

<sup>12</sup> ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、幅広い文脈で用いられる。もともとは、英米で、労働者の生産性を高めるために労働者の私生活の充実に配慮する趣旨で用いられた。日本国内では、仕事と家庭が両立しやすい雇用環境づくりの趣旨で用いられることが多い。

- 人権や人権問題に対する職員の理解を深めるため、職員研修等を実施します。
- 市民の個人情報の保護やプライバシーへの配慮に努め、人権尊重の視点で行政を進めます。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）に対応するため、事務事業におけるマニュアル等を整備し、障がいを理由とする差別的取扱いを禁止するとともに、障がいのある人への合理的な配慮を提供します。
- 生活保護や生活困窮者自立支援制度等をはじめとして、行政への相談や申請に踏み切れずにいる方も少なくないと見込まれることから、相談しやすい体制を整備するとともに、プライバシーへの配慮を強化し、市民が正しく権利を行使できるように努めます。

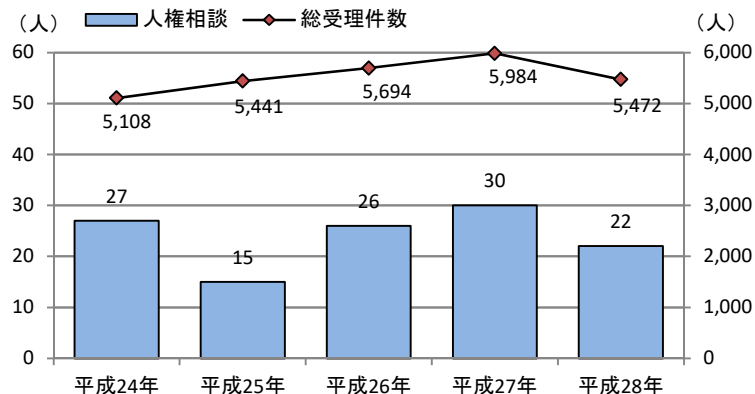
## (2) 相談・支援体制の充実

人権が尊重され、安心・安全に暮らしを営める社会は万人に共通した願いですが、予期せず偏見や差別等の人権侵害にあうこともあります。人権侵害にあった人を適切な支援・救済に結びつけるために大切な役割を担うのが相談窓口です。

本市における近年の人権相談件数は、年間10件台から30件台程度で推移しています。民事関係の市民相談総受理件数に占める人権相談の割合は低いものの、民事関係の相談に、外国人相談、女性相談、児童虐待相談、消費生活相談等の多様な内容が含まれていることから、それらの中に人権に関する相談が相当数含まれていると考えられます。このため各相談窓口が人権の視点を合わせ持って相談支援を行える体制が求められます。

子どもや高齢者、障がい者等に対する虐待やDV、多様なハラスメントやいじめ等、市民に対する人権侵害やその脅威・不安等に対応するために多様な相談体制の充実に努めるとともに、相談窓口の周知を図る必要があります。また、複雑・多様化する人権問題に総合的に対応できるよう、国、県、その他関係機関の相談機関との連携強化を図ります。相談から解決及び自立支援までを迅速かつ柔軟に進めるため、NPO・NGO等の各種団体との連携に努めます。

【人権相談件数、市民相談（民事関係）総受理件数】



(統計あつぎ (平成29年版統計書))



## 【主な施策の方向性】

### ①相談体制の充実

人権問題について市民が身近に相談できるよう、相談窓口の充実や相談窓口の周知を図ります。また、相談機関における研修、交流を通じて相談員の資質の向上を図ります。

### ②相談から措置対応等への迅速な展開

虐待やDV等で緊急を要する人権侵害に対しては、関係機関との連携により、迅速に相談から一時保護等の対応につなぎます。

また、高齢者、障がい者等による福祉サービス等への苦情対応や権利擁護の体制の充実を図ります。

### ③国・県・関係機関等との連携強化

人権問題への総合的な対応に向けて、法務局等の国の関係機関、県、人権擁護委員<sup>\*13</sup>連合会等人権に関係する相談支援機関との連携強化を図ります。

また、人権に関する啓発や、人権問題に直面した市民の相談支援、救済、権利回復、自立支援等を行うために、人権問題を専門とするNPO・NGO等の各種団体との連携強化に努めます。

---

<sup>13</sup> 人権擁護委員：人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしている民間ボランティア。

## 2. 分野別施策

人権尊重のまちづくりにおいては、あらゆる分野で人権尊重の視点が盛り込まれることが必要です。法務省は、広く17の人権課題を啓発活動強調事項として取り上げています（平成30年度現在）。本人権指針は、この17の人権課題への対応を図るものですが、中でも以下の8課題について、重点的に取り上げます。

### 【分野別の重点課題】

- |                    |                         |         |
|--------------------|-------------------------|---------|
| (1) 子ども            | (2) 女性                  | (3) 高齢者 |
| (4) 障がいのある人        | (5) 同和問題 <sup>※14</sup> | (6) 外国人 |
| (7) インターネットによる人権侵害 | (8) 性的指向・性自認            |         |

\* (8) 性的指向・性自認：法務省は「性的指向」「性自認」を別々に2つの課題として扱っていますが、本指針では性的少数者という観点から2つを合わせて1つの課題としています。

その他、様々な人権課題として、以下の9課題を取り上げます。

### 【その他の様々な人権課題】

- |                                   |                                     |
|-----------------------------------|-------------------------------------|
| (1) アイヌの人々                        | (2) HIV <sup>※15</sup> 感染者・ハンセン病患者等 |
| (3) 刑を終えて出所した人やその家族等              | (4) 犯罪被害者等                          |
| (5) 北朝鮮当局に拉致された被害者等               | (6) ホームレス                           |
| (7) 人身取引（トラフィッキング） <sup>※16</sup> | (8) 東日本大震災等に起因する人権問題                |
| (9) その他の人権課題                      |                                     |

<sup>14</sup> 同和問題：同和とは同胞一和の略であり、同胞一話・同胞融和の意。現在も日本に存在する被差別部落民に対する経済的・社会的差別の撤廃問題。

<sup>15</sup> HIV：エイズの原因となるヒト免疫不全ウイルス。

<sup>16</sup> 人身取引（トラフィッキング）：人身売買。売春・強制労働・臓器摘出といった搾取を目的として、暴力・脅迫・誘拐・詐欺等の手段を用いて人を連れ去りや売買をすること。

## (1) 子ども

平成元年に国連において、子どもの権利条約が採択されました。我が国では平成6年に批准しています。この条約では、子どもに関するあらゆる差別の廃止、子どもの最善の利益の保護、生命・生存・発達の権利、子どもの意見表明権等の理念を掲げています。

しかし、我が国では少子化や核家族化が進展し、その一方で、固定的な性別による役割分業を前提とした職場優先の企業風土が残っており、子どもや子育て世帯を取り巻く環境が複雑になっています。さらには、地域社会の人間関係も希薄になり、地域の子育て機能も低下しています。こうしたことを背景に、子どもへの虐待、体罰、児童ポルノ・買春等により、子どもの人権を侵害する行為が大きな社会問題となっています。さらに、学校でも、いじめや不登校等の問題が依然として生じているのが現状です。

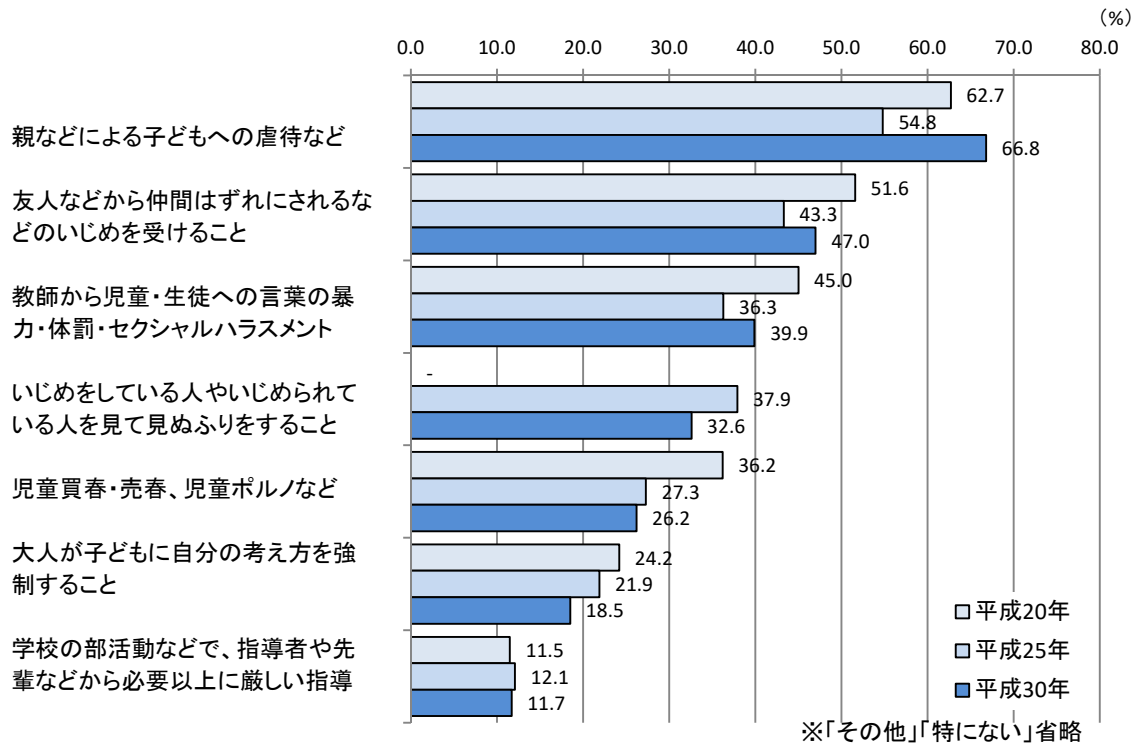
このような状況に対応して、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」、平成24年に「子ども・子育て支援法」、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、子どもを守り、成長を支える法制度の整備が進められてきました。本市においても平成22年に自治基本条例を策定し、第8条に子どもの権利を規定しました。

市民意識調査の結果によると、平成20年から平成30年にかけて、子どもの人権問題に関する市民の意識に大きな変化はみられず、「親等による子どもへの虐待等」は依然として、問題視されています。また、「友人などから仲間外れになるなどのいじめを受けること」「教師から児童・生徒への言葉の暴力・体罰・セクシャルハラスメント」についても数字が高く推移しています。

このような状況への対応も含め、本市では、平成24年に「厚木市子ども育成条例」を制定し、また平成27年に、「厚木市次世代育成支援行動計画・厚木市子ども・子育て支援事業計画」（第2期）を策定しました。子どもの人権に係わる問題も含め、次世代を担う子どもの心身の成長、及び子どもが健やかに育つための子育て支援の充実を図っています。教育においては、「厚木市教育大綱」を策定することで、子どもの頃からの人権の理解や意識高揚に努めています。

また、本市では平成26年に「厚木市いじめ防止基本方針」を策定しました。この方針は、子どもから大人まで全ての市民が、それぞれの立場でいじめ防止のために意識したいことや、家庭・地域社会・学校・市長及び教育委員会が行うべき取組等を示すものです。方針に従って、いじめを防止し、子どもの人権擁護に努めます。

## 【子どもの人権で特に問題があると思うこと】



\*「-」はH20年調査で選択肢の設定なし  
(厚木市人権に関する市民意識調査)

## 【主な施策の方向性】

### ①人権教育・啓発の推進

- ・子どもの発達段階に応じた人権尊重教育の推進を図ります。
- ・学校、保育所・幼稚園、関係機関等とともに、障がいや発達等に関する正しい理解の普及を図り、身体・知的・精神の障がいや発達障がいのある子どもの人権擁護を図ります。

### ②相談・支援体制の充実

- ・子どもが日常抱える悩みやいじめ等には、早期の適切な対応が必要となります。学校や関係機関との連携を通して、子どもや保護者、地域の方等が、相談や通報しやすい体制の充実に努めます。
- ・子どもの人権及び子どもの心と体を守る環境づくりを推進します。

### ③児童虐待の防止・相談体制の充実

- ・児童虐待防止に関する啓発を推進するとともに、児童虐待の早期発見及び適切な支援を図るため、相談体制の充実に努めます。

#### ④子育ての支援

- ・子どもや保護者等が気軽に利用できる居場所や環境づくりの充実を図ります。
- ・発育・発達に関する不安のある子どもにとって適切な発育・発達環境及び支援の整備に努めます。
- ・子育てに関する保護者の不安を解消し、適切な支援につなぐため、保護者等の多様な悩みに対応する相談・支援体制の充実を図ります。

#### ⑤いじめ防止対策の推進

- ・「厚木市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、保護者や地域の連携のもとに、いじめの未然防止・早期発見・適切な対処に努めます。また、いじめの実態把握やいじめの防止等のための実効的な対策について協議を行います。
- ・児童・生徒が、自分の大切さとともに、他人の大切さを認め、実践することのできる教育に努めます。
- ・いじめの問題を抱えた児童・生徒が気軽に相談できる相談体制の充実に努めます。

#### ⑥支援教育の充実

- ・障がいのあるなしに関わらず、全ての児童・生徒ができるだけ同じ場で共に学ぶために、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な教育支援ができるよう、校内支援体制を確立し、インクルーシブ教育<sup>\*17</sup>の推進に努めます。
- ・障がいのある子ども一人一人のニーズに合わせた療育支援に努めます。また、療育が必要な子どもを持つ保護者の支援にも努めます。
- ・発達障がい等の児童・生徒が、学校生活を送る中で、必要とされる特別な支援体制の整備に努めます。
- ・日本語指導が必要な外国につながるの児童・生徒等が速やかに学校生活や地域生活に慣れるための取組を推進します。

#### ⑦子どもの心と体を守る環境づくり

- ・児童買春、薬物等子どもの健全な成長にとって大きな悪影響を及ぼす問題から子どもを守るため、関係機関と連携し、啓発を図ります。

---

<sup>17</sup> インクルーシブ教育：共生社会の実現に向けて障がいのある者とない者が共に学ぶしくみ。

## (2) 女性

日本国憲法では政治的、経済的又は社会的関係における性差別が禁止されています。国連では昭和54年に女子差別撤廃条約が採択され、昭和60年には日本も批准しました。平成11年には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の形成へと歩み出しました。また、平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）が、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定されました。このように制度上の男女平等と女性の人権保障制度が整いつつあります。

しかしながら、世界経済フォーラムによると、平成29年の日本のジェンダーギャップ指数<sup>\*18</sup>は、対象国144か国中114位であり、世界の中でも男女格差が大きいと評価されています。日本国内では依然として、「家事や子育ては女性の役割」といった男女間の役割分担意識や社会的慣行が根強く残っており、女性の人権にも関わる課題となっています。さらに、DVやストーカー行為に関する問題、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント等もいまだに解消されていません。

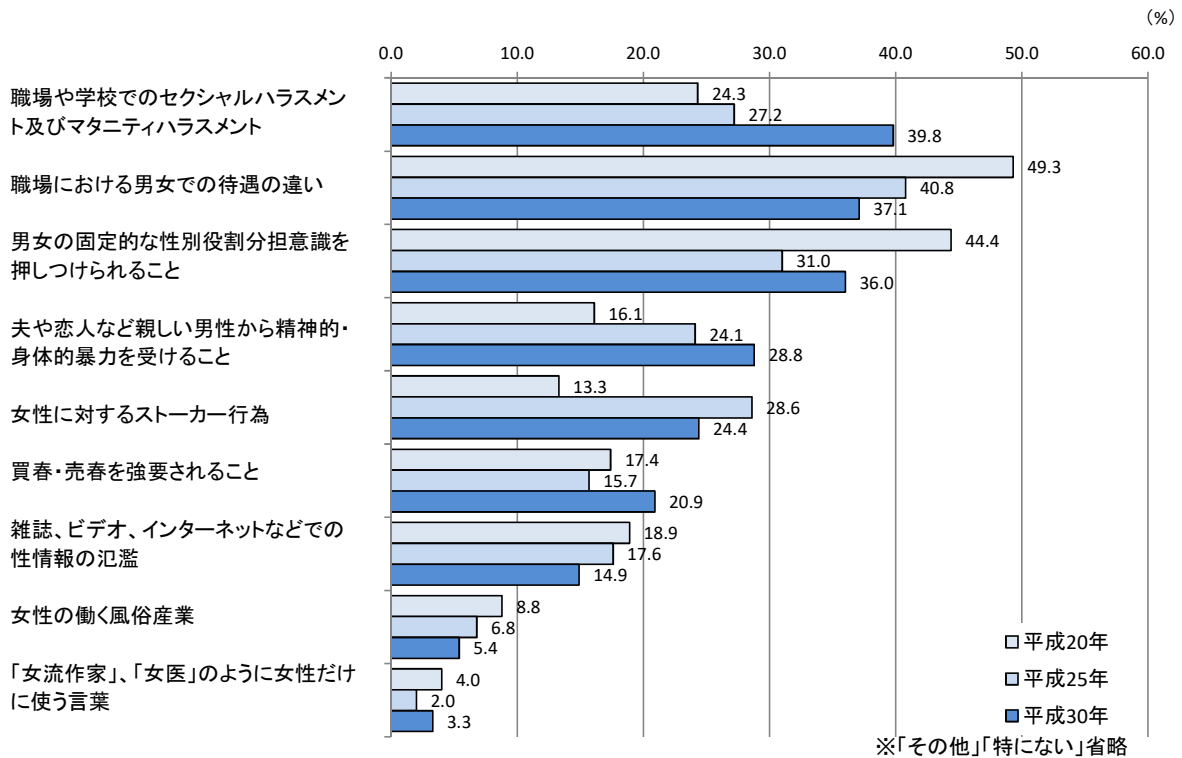
このようなことは市民意識調査の結果にも現れており、本市においても大きな課題となっています。例えば、平成20年から平成30年にかけて「職場や学校でのセクシャルハラスメント及びマタニティハラスメント」「夫や恋人等親しい男性から精神的・身体的暴力を受けること」等の回答が顕著に増加しています。他方で、「職場における男女での待遇の違い」「男女の固定的な性別役割分担意識を押し付けられること」の回答は、平成20年に比べて平成30年では減少しているものの、いまだ非常に高い水準にあります。

このような状況を背景として、本市では、平成30年に「第3次厚木市男女共同参画計画」を策定しました。この計画において、男女がお互いを尊重し、いきいきと暮らせる社会を目指して多様な施策を推進します。

---

<sup>18</sup> ジェンダーギャップ指数：世界経済フォーラム（WEF）が毎年公表している社会進出における男女格差を示す指標。経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命等から算出される。

## 【女性の人権で特に問題があると思うこと】



\*一部に選択肢表記の改変がある  
(厚木市人権に関する市民意識調査)

## 【主な施策の方向性】

### ①人権教育・啓発の推進

- ・学校、家庭、地域、職場等で、男女平等意識や人権意識の周知・啓発を推進します。

### ②相談・支援体制の充実

- ・女性の様々な悩みに対応するとともに、自らが悩みを解決し、主体的な生き方を選択できるように、相談体制の充実を図ります。

### ③男女共同参画の推進

- ・女性が働きやすく、活動しやすい環境づくりを推進するとともに、あらゆる分野で女性の活躍の機会が確保されるように、男女共同参画の啓発・周知を図ります。
- ・家事、育児、介護等においては、女性に偏りがちとなっている現状を踏まえ、さまざまな場面における男性等の参画を促進するための意識啓発を図ります。
- ・働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。
- ・市政に声を届けるのが難しい女性の意見・要望等を反映していくため、市政における男女共同参画を推進します。

#### ④安心・安全な暮らしの実現

- ・誰もが安心・安全な暮らしを送れるように、DV防止及び様々なハラスメント防止に向けた周知・啓発を図ります。
- ・DV被害者等の安全確保及び自立に向けた支援の充実を図ります。
- ・DV防止等を図るため、関係機関等との連携・協働に努めます。

#### ⑤多様な生き方を可能にする教育、学習機会の充実

- ・個性や能力を活かす生き方を支援するため、教育や学習の機会の充実及び情報提供に努めます。



### (3) 高齢者

平成7年に「高齢社会対策基本法」が施行されました。その基本理念には「国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会」「国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会」「国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会」が掲げられ、理想とする社会像が描かれています。

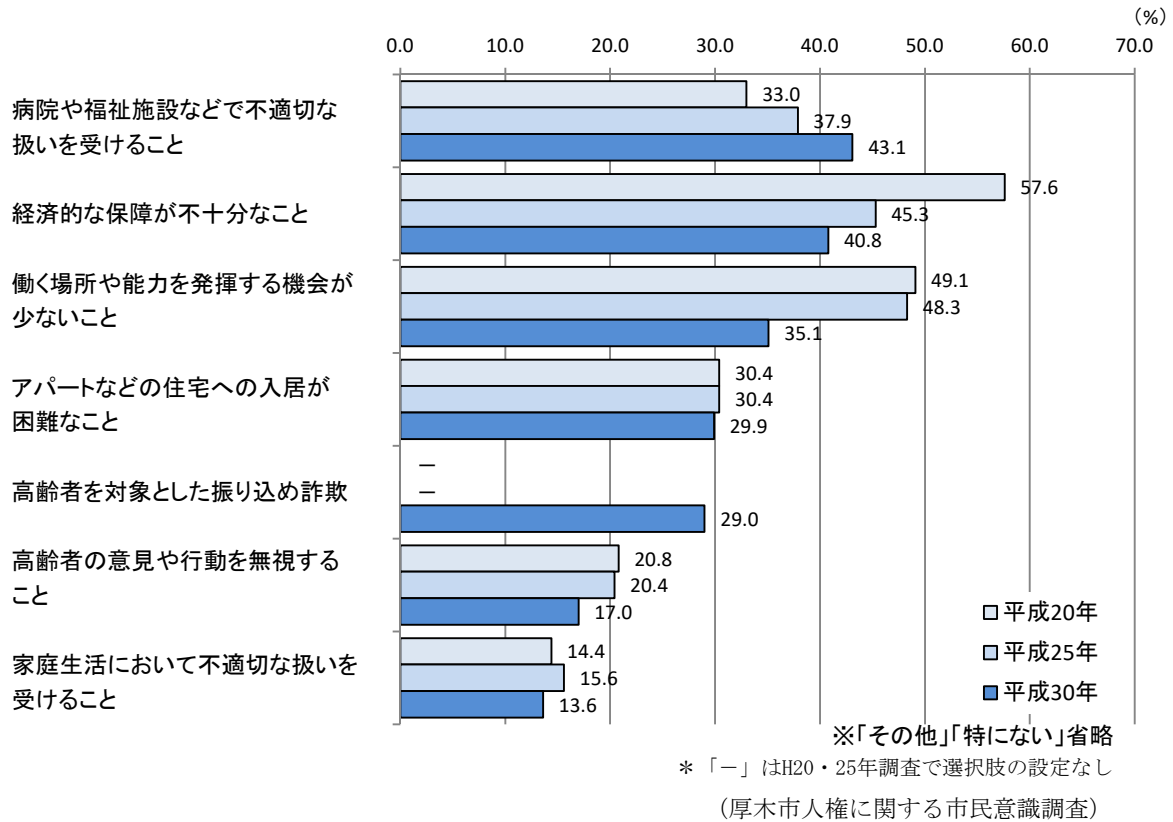
また、平成18年には、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者虐待を防止することが重要であることから「高齢者虐待防止法」が施行されました。

本市の65歳以上の方は、平成30年10月現在で55,945人となっており、高齢化率は24.9%となり、4人に1人が高齢者となっています。このような高齢化に伴い、認知症、要介護・要支援等の高齢者が増加しています。今後、さらに高齢者が増え続けると想定され、地域で生き生きと生活できるように、健康寿命の延伸を図る取組を推進するほか、個人の尊厳に基づき必要な自立支援を行うとともに、一人一人の権利擁護が求められています。

市民意識調査の結果によると、高齢者の人権で問題があると市民が思うことでは、「病院や福祉施設等で不適切な扱いを受けること」等の回答が、平成20年から平成30年にかけて顕著に増加しています。他方で、「経済的な保障が不十分なこと」の回答は、平成20年に比べて平成30年では減少しているものの、いまだに高い水準にあります。

本市では、「厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症への理解促進や、権利擁護と自立支援に取り組んでいます。

## 【高齢者の人権で特に問題があると思うこと】



## 【主な施策の方向性】

### ①人権教育・啓発の推進

- ・ 認知症に対する誤解や偏見をなくし、正しい理解を図るための教育・啓発の推進を図ります。
- ・ 高齢者が地域で安心して安全に暮らせるように、高齢者の人権侵害の防止や権利擁護に向けた見守り・支援等の体制整備の推進を図ります。

### ②相談・支援体制の充実

- ・ 高齢者の健康で文化的な最低限の生活を保障するとともに、生活の質の向上に向け、高齢者及び家族が抱える悩みから虐待等の人権侵害に関する相談まで総合的に対応するための相談・支援体制の充実を図ります。

### ③高齢者虐待の防止

- ・ 高齢者・障がい者虐待防止ネットワークを通じ、虐待防止に関する啓発を図ります。
- ・ 虐待の防止や早期発見・早期対応に向けた見守り等の取組の推進を図ります。

#### ④権利擁護制度の利用促進

- ・権利擁護支援センターを設置し、成年後見制度の推進や虐待防止を通じて、自力で権利を行使することが難しい高齢者の権利擁護を図ります。

#### ⑤「生きがい」の場の確保

- ・高齢者の生きがいと社会参加の促進を図る各種事業や場の確保の充実を図ります。

#### ⑥福祉・介護サービスの充実

- ・支援が必要な高齢者の安心・安全な生活を支えるため、見守りや緊急通報、移動支援等の多様な高齢者福祉サービス、在宅や通所、施設での介護保険サービスの充実を図ります。

#### ⑦就労支援の充実

- ・働きたい高齢者がいつまでも働けるように高齢者の就労の支援を図ります。

#### ⑧市政への参加機会の確保

- ・市政に声を届けるのが難しい高齢者の意見・要望等を反映していくため、高齢者が市政に参加する機会の確保、参加方法の工夫に努めます。

### 厚木市権利擁護支援センターのご紹介

厚木市権利擁護支援センターは、成年後見制度の総合的な推進と高齢者及び障がい者の虐待による権利侵害を解消し、地域福祉の推進を図る機関です。成年後見制度に関する相談、高齢者や障がい者への虐待に係る相談等を行っています。

#### 成年後見制度に関する業務

- 成年後見制度に関する相談・支援（本人・家族・支援者、親族後見人への相談支援）
- 市民後見人の養成と活動支援（研修の実施、人材の登録管理、活動支援体制の構築等）
- 成年後見制度の普及啓発（研修会の開催等）
- 法人後見に関する相談・支援（事業所の法人後見活動のための相談）

#### 高齢者・障がい者の虐待に関する業務

- 虐待に関する届出の受理、相談・助言
- 虐待防止に関する広報・啓発

所在地：厚木市中町1-4-1（厚木市保健福祉センター5階）  
厚木市社会福祉協議会内

## (4) 障がいのある人

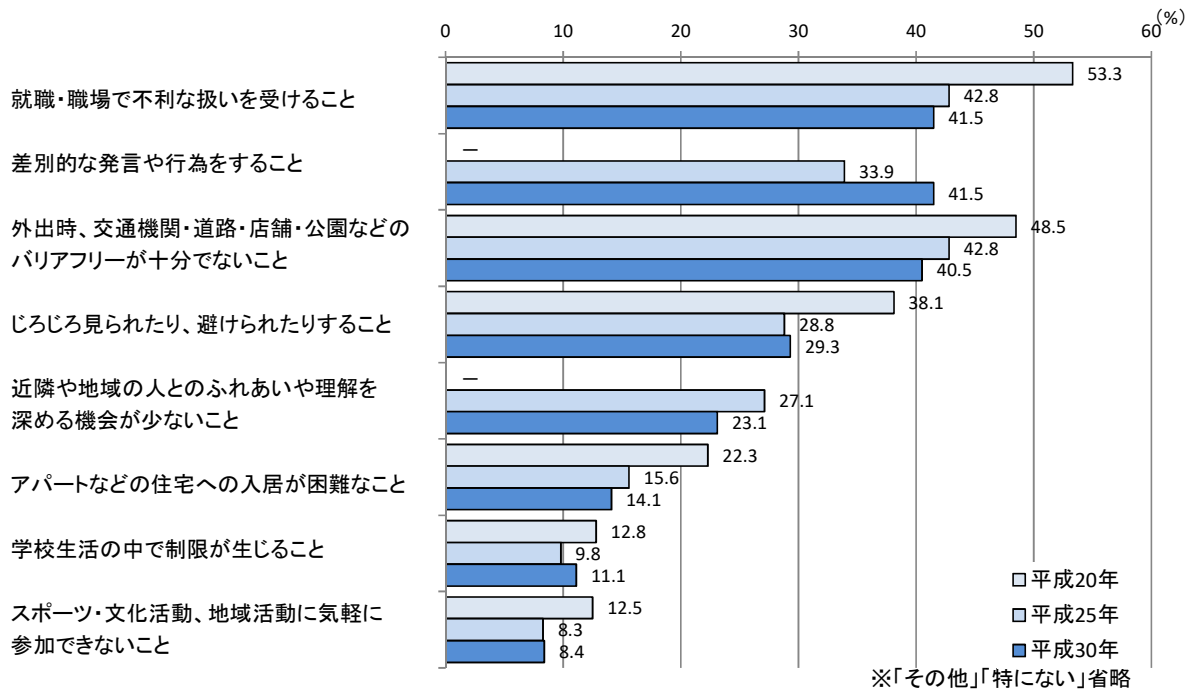
平成18年に国連が障害者権利条約を採択しました。この条約では、障がいのある人の人権や基本的自由の享有を確保し、固有の尊厳の尊重を促進するため、障がいのある人の権利を実現するための措置等を規定しています。また、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセス等、様々な分野における取組を締約国に求めており、我が国も平成26年に批准しました。批准に向けて国内では、平成23年に「障害者基本法」の改正、平成24年に「障害者虐待防止法」の施行、平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）の施行等、法制度の整備が進められました。さらに、平成28年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為が禁止されるとともに、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止が定められました。また、「発達障害者支援法」が改正され、発達障がい者や保護者への支援、教育、就労、地域での生活支援等、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援が行われるように充実が図られました。

しかし、いまだに障がいのある人に対する偏見や差別意識等があるほか、施設への偏見や制度上の制限等、取り除くべき障壁が残っています。

このようなことは市民意識調査の結果にも現れており、本市においても大きな課題となっています。例えば、平成25年から平成30年にかけて「差別的な言動や行為をすること」の回答が顕著に増加しています。他方で、「就職・職場で不利な扱いを受けること」「じろじろ見られたり、避けられたりすること」「外出時、交通機関・道路・店舗・公園などのバリアフリーが十分でないこと」の回答は、平成20年に比べて平成30年では減少しているものの、いまだに高い水準にあります。

本市では、「厚木市障がい者福祉計画」に基づき、障がいのある人が、住み慣れた地域社会で自立した生活を営み、社会参加の機会創出や様々な障壁の除去等に努め、障がいのある人の権利擁護をさらに推進します。また、障がい者の一人一人に寄り添った福祉サービスに努めます。

## 【障がいのある人の人権で特に問題があると思うこと】



\* 「—」はH20年調査で選択肢の設定なし  
(厚木市人権に関する市民意識調査)

## 【主な施策の方向性】

### ①人権教育・啓発の推進

- ・ 障がいや障がい者への理解を深めるため、ノーマライゼーション<sup>※19</sup>理念の啓発活動を行うとともに、障がいのある人とない人との交流の促進を図ります。
- ・ 障がいのある人もない人も地域社会の一員として共生し、参加できる地域社会の構築を図ります。
- ・ 障がいのあるなしに関わらず、全ての児童・生徒ができるだけ同じ場所で学ぶインクルーシブ教育の推進に努めます。

### ②相談・支援体制の充実

- ・ 障がいを理由とした人権侵害等の相談にきめ細かに対応するため、身近な相談体制の充実を図ります。

<sup>19</sup> ノーマライゼーション：障がい者や高齢者等が他の人と等しく暮らせる社会の実現を目指し、障がい者等の日常生活の生活様式を社会環境や生活様式に可能な限り近づけることを目指すもの。

### ③障がい者差別の解消

- ・日常生活や社会生活、また、雇用における障がいを理由とした差別解消及び合理的配慮の提供について啓発を図ります。
- ・障がい者が安心して行動できるように公共施設等でのバリアフリーの継続的な推進を図ります。

### ④障がい者虐待の防止

- ・高齢者・障がい者虐待防止ネットワークを通じ、虐待防止に関する啓発を図ります。

### ⑤権利擁護制度の利用促進

- ・権利擁護支援センターを設置し、成年後見制度の推進や虐待防止を通じて、自力で権利を行使することが難しい障がい者の権利擁護を図ります。

### ⑥福祉サービスの充実

- ・障がい者が地域で暮らしていける環境整備を図るとともに、安心・安全な生活を支えるため、障がい福祉サービスの充実を図ります。

### ⑦就労支援の充実

- ・働きたい障がい者が心身の状態に合わせて働けるように就労の支援を図ります。

### ⑧市政への参加機会の確保

- ・市政に声を届けるのが難しい障がい者の意見・要望等を反映していくため、障がい者が市政に参加する機会の確保、参加方法の工夫に努めます。

## (5) 同和問題

同和問題は、歴史的発展の過程において形成された身分差別に起因する人権問題です。自由と平等が完全に保障されずに、今なお、一部の地域では、差別や不利益が見受けられます。

同和問題の解決に向けて、昭和44年に「同和対策事業特別措置法」が施行され、生活環境面の整備をはじめとして様々な事業が進められてきました。平成14年には「同和対策事業特別措置法」が失効し、変わって、「地域改善対策特別措置法」が施行され、様々な課題についても改善が図られました。

しかしながら、その後もインターネット上での差別情報の掲載等が後を絶たず、いまだに偏見や差別意識が残っていることから、平成28年には、部落差別のない社会の実現を目的とする「部落差別の解消の推進に関する法律」が付帯決議の採択を伴い施行されました。

市民意識調査の結果によると、平成25年から平成30年にかけて、同和問題に関する市民の認識に大きな変化はなく、「職場や地域社会で不利な扱いをすること」「結婚問題で周囲が反対すること」「差別的な発言や行為をすること」「身元調査をすること」「インターネットを利用して差別的な情報を掲載すること」等の問題が依然として認識されています。他方で、「同和問題は解決しているので問題はない」「わからない」という回答もあり、同和問題が解消されつつある様子が現れています。

本市では、昭和50年に同和対策担当を設置し、環境改善事業、個人施策事業、教育・啓発事業に取り組んできました。また、学識経験者や運動団体の代表で組織する同和対策事業協議会や運動団体との意見交換の場を設置し、同和問題の解決に努めてきました。こうした取組により、本市においても偏見や差別意識は解消されつつありますが、「部落差別の解消の推進に関する法律」にのっとり、今後とも、偏見や差別意識の解消に向けて人権教育・啓発等の施策を積極的に推進します。

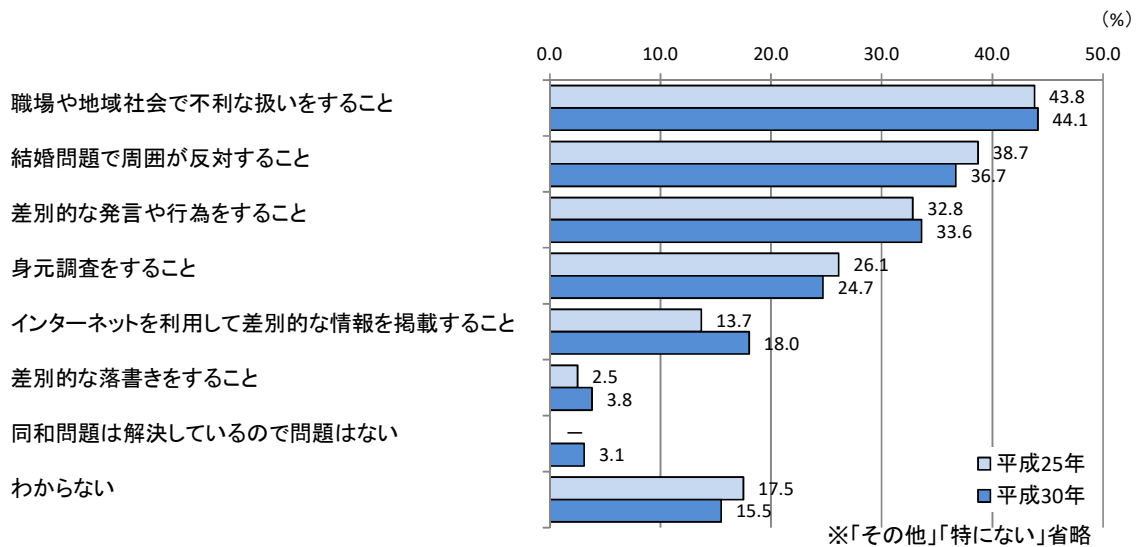
### 部落差別の解消の推進に関する法律案に対する付帯決議

【参議院法務委員会（平成28年12月8日）】

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

## 【同和問題で特に問題があると思うこと】



\* 「—」はH25年調査で選択肢の設定なし  
(厚木市人権に関する市民意識調査)

## 【主な施策の方向性】

### ①人権教育・啓発の推進

- ・ 同和問題に関する理解を深め、人権教育及び人権啓発を継続的に推進します。

### ②人権相談体制の充実

- ・ 差別や嫌がらせ等に対し、人権侵害を受けた人の救済及び問題解決に向けて、人権擁護委員による人権相談、各種相談事業及び関係団体等と連携し、相談体制の充実を図ります。

### ③人権問題意識調査の実施

- ・ 市内の人権問題、市民の人権意識等を把握するため、市民意識調査を継続的に実施し、人権問題の解決・再発防止に向けて、取組等を推進します。



## (6) 外国人

我が国に入国する外国人は年々増加しており、平成29年には2,743万人となり、過去最高を更新しました。平成30年には、外国人材に係る出入国管理法が改正されるなど、今後、日本に入国する外国人がさらに増加することが想定されています。

本市におきましても、市内に住民票を持つ外国籍市民<sup>\*20</sup>が平成30年10月現在において7,150人で、人口に占める割合は3.2%となり、毎年、増え続けています。

こうした中、全国的には、言語、宗教、文化や習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。例えば、労働条件の不平等の問題、日本語のみでの情報提供の問題等が挙げられます。このような問題により、社会への平等な参加が阻まれています。

また、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動が問題になっています。こうした言動は、ヘイトスピーチと呼ばれ、対象となった人に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけかねないものです。そこで、平成28年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。

市民意識調査の結果によると、本市における外国人の増加やグローバル化により、多様な面で人権問題の改善が進んでいます。また、「就職・職場で不利な扱いを受けること」「地域社会の受入れが不十分なこと」等をはじめとする多くの項目で、人権上の問題があるとの認識は減少傾向にあります。しかしながら、ヘイトスピーチを含め「差別的な発言や行為をすること」については、人権上問題だという認識が、平成25年から平成30年にかけて減少しておらず、また、「外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ない」が、多くの市民に問題視されています。

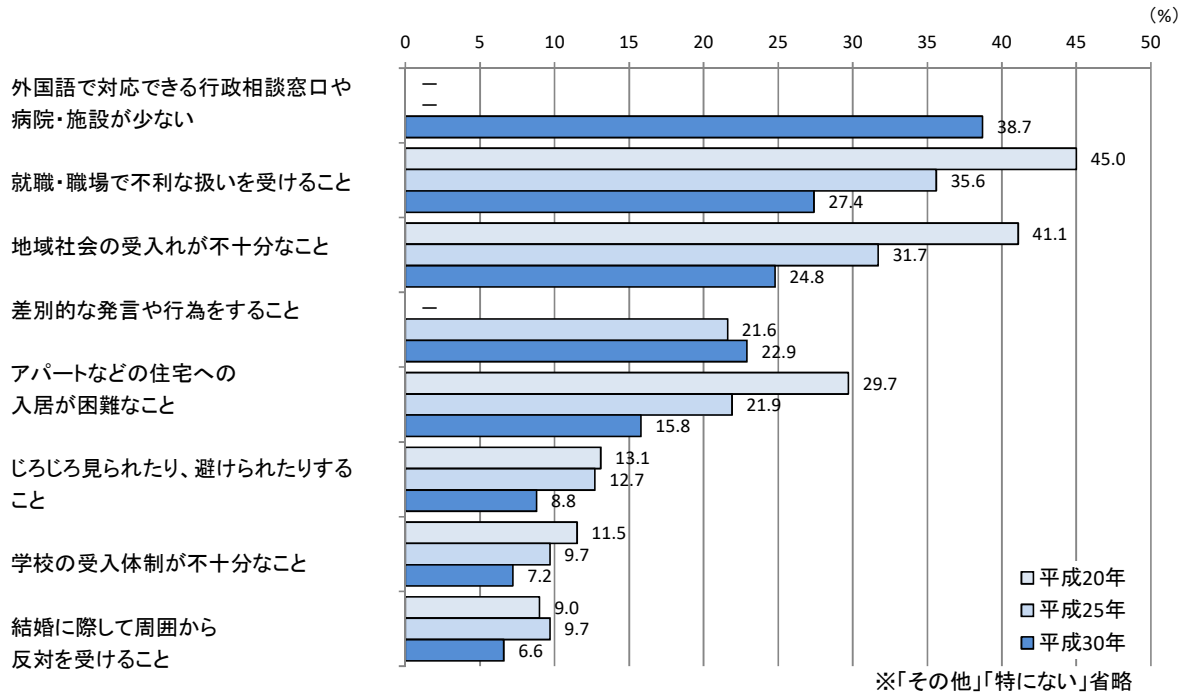
本市でも、外国籍市民については、ここ数年、増加し続けています。そのため、外国籍市民の支援として、快適な地域生活がおくれるように、ボランティア団体と連携し、生活に必要な日本語習得を目指し日本語教室を開設しています。また、外国籍市民と市民との交流会を開催しています。この催しを通して、異文化交流や円滑なコミュニケーション及びネットワーク形成等を図っています。

今後も、国籍の異なる人々がお互いの違いを認め合い、共に社会を支え合いながら暮らしていける取組を推進します。

---

<sup>20</sup> 外国籍市民：日本以外の国籍を持ち、日本国内に暮らしている市民。なお、外国人と標記するときは観光やビジネスで日本に入国する人も含みます。

## 【外国人の人権で特に問題があると思うこと】



\* 「—」はH20・H25年調査で選択肢の設定なし  
(厚木市人権に関する市民意識調査)

## 【主な施策の方向性】

### ①人権教育・啓発の推進

- ・外国籍市民への差別・偏見の解消と相互尊重の促進に向けて、国民性や文化等の相互理解を図ります。
- ・誰もがダイバーシティ<sup>※21</sup>の視点を持てるように啓発を図ります。

### ②相談・支援体制の充実

- ・外国籍市民の人権侵害や生活における多様な悩みに対応する相談・支援体制の整備の充実に努めます。
- ・言語による障壁をなくすため、多言語による情報提供及び相談体制の整備を図ります。

<sup>21</sup> ダイバーシティ：多様性。国籍や人種、性別や年齢、宗教、思想・価値観、障がいの有無等の側面で差別なく処遇すること、むしろ積極的に採用すること。

### ③相互理解の促進

- ・外国籍市民の日本語の習得や日本的慣習の理解に向けた支援体制の整備に努めます。
- ・差別的な言動等のヘイトスピーチ防止に関する周知・啓発の推進を図ります。
- ・学校や地域における多様な交流等を通じて、ダイバーシティの理解や相互コミュニケーションの促進を図ります。
- ・学校教育や地域活動等を通じて、様々な国や地域の文化等に関する理解向上を図ります。

### ④外国籍市民への生活支援

- ・外国籍市民が地域で円滑に暮らしていくために必要となるルールやマナー（ゴミ出しの方法等）についての多言語ガイドブックの作成を行います。
- ・外国籍市民の地域社会及び市政への参画等を促進します。
- ・外国籍の児童・生徒が、速やかに学校生活に適応するための支援体制の整備に努めます。

### ⑤母国文化への配慮

- ・文化・習慣の違いに配慮した行政サービスを提供します。

### ⑥就労支援の充実

- ・働きたい外国籍市民が誰でも働けるように就労の支援を図ります。

### ⑦市政への参加機会の確保

- ・市政に声を届けるのが難しい外国籍市民の意見・要望等を反映していくため、外国籍市民が市政に参加する機会の確保、参加方法の工夫に努めます。

## (7) インターネットによる人権侵害

パソコンやスマートフォン等の普及により、インターネットを介した情報収集や発信、コミュニケーションが活発に行われるようになりました。子どもから高齢者まで幅広い年齢層がインターネットを利用しています。しかし、インターネット上の掲示板やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）<sup>※22</sup>等では、個人に対する誹謗中傷、差別的な内容の書き込み、プライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載やうその書き込み等も多くあります。誰もがその被害者になる可能性が身近にあり、他方で、安易な書き込みがいじめや人権侵害につながり、加害者になってしまう可能性もあります。また、悪質なサイトへのアクセスから、犯罪や事件に巻き込まれる場合もあります。

従来、悪質な事案に対しては、インターネットプロバイダー<sup>※23</sup>等に対して人権侵害情報等の停止・削除を申し入れる等の対応が行われてきました。また、いわゆるリベンジポルノ<sup>※24</sup>等による被害の発生・拡大を防止するため、平成26年には、私的に撮影された性的画像を公表する行為等に対する罰則、画像の削除に係る「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）<sup>※25</sup>の特例、被害者に対する支援体制の整備等を内容とする「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）<sup>※26</sup>が施行されました。しかしながら、インターネットによる人権侵害を防止するためには、インターネット利用者一人一人が、他人の名誉をはじめとする人権への正しい理解を深めるとともに、インターネットを正しく利用することが必要となります。

市民意識調査の結果によると、平成20年から平成30年にかけて、インターネット上での人権侵害に関する市民の認識には緩やかな変化はあるものの、大きな変化は

---

<sup>22</sup> SNS（Social Networking Service：ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：LINE、Facebook、Twitter、Instagram等に代表される、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。

<sup>23</sup> インターネットプロバイダー：個人や団体等がインターネットに接続できるように接続サービスを提供する事業者。

<sup>24</sup> リベンジポルノ：個人の性的な画像を、撮影対象者の承諾を得ずに、インターネットを介して、不特定多数の第三者に提供する行為。

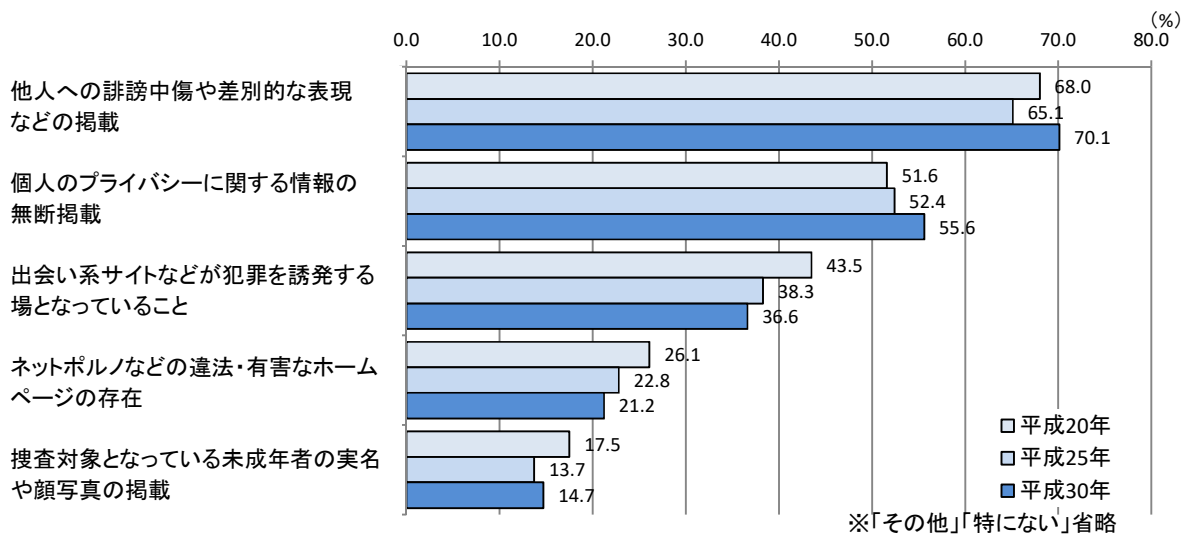
<sup>25</sup> 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）：インターネットサービスにおいて法や権利に抵触する悪質な書き込みがあった場合に、そのサービスのプロバイダーがその悪質な書き込みを削除できる権利や、管理責任を問われる範囲などを規定している法律。

<sup>26</sup> 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）：プライベートで撮影された性的画像の被写体を第三者が特定できる方法で、不特定多数の人に提供することを防止する法律。違反した場合の罰則を規定している。

ありません。依然として「他人への誹謗中傷や差別的な表現等の掲載」「個人のプライバシーに関する情報の無断掲載」等が問題として多くの市民に認識されています。

本市では、関係機関との連携のもとに、インターネットの正しい使い方やインターネットの利用上のリスク等を啓発するとともに、インターネット上での人権問題に関する相談支援の充実を図ります。

### 【インターネット上での人権侵害とと思うこと】



(厚木市人権に関する市民意識調査)

### 【主な施策の方向性】

#### ①人権教育・啓発の推進

- ・ 差別的な書き込みや誹謗中傷、いじめ等の防止、個人情報漏えいやプライバシー侵害等の防止に向け、人権教育・啓発の中にインターネットの人権問題を位置付けて、インターネット利用におけるモラルの醸成を図ります。
- ・ 各学校において、情報の取扱いに関するモラルを指導するとともに、保護者に対して意識啓発を図り、児童・生徒が正しく安全なインターネット活用ができるようにすることでインターネットによる人権侵害の防止に努めます。

#### ②相談・支援体制の充実

- ・ 差別的な書き込み等により、人権侵害を受けた人の救済や早期対応に向けて、関係機関との連携のもとに相談体制の充実及び窓口の周知を図ります。
- ・ 日常における児童・生徒の見守りや信頼関係の構築を通して、インターネット上で起こるいじめについて報告しやすい体制を整えるよう努めます。

### ③行政における個人情報保護の推進

- ・市が保有する個人情報の保護に万全を期すため、厚木市個人情報保護条例にのっ  
とって個人情報保護対策を行うとともに、職員研修等により、個人情報流出・漏  
えいリスク等への対応を図ります。

### ④情報教育の推進

- ・学校や地域において情報教育を推進し、情報活用能力の育成を図るとともに、イ  
ンターネット利用におけるモラル醸成やリスク対策の促進を図ります。

## (8) 性的指向、性自認

性別に関して、心の中で認識する性別が身体的な性別と異なる人、自分が男でも女でもないと考える人等がいます。このような人の中には、自分の身体や戸籍上の性別に違和感を持ち、受け入れられない人がいます。また、性的指向に関しても、同性愛や両性愛の指向を持つ人がいます。

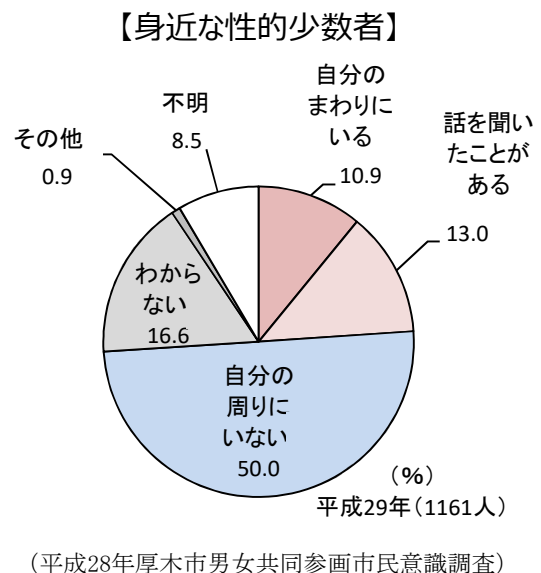
平成16年には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）が施行され、この法律により、性同一性障がい者であって一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。また、平成20年には法改正により、条件の緩和が図られ、制度的な改善が進みました。

平成30年には、世界保健機関（WHO）が性同一性障がいを「精神疾患」から外し、「性の健康に関する状態」という分類に入れるとともに、名称も「性別不合」（仮訳）に変更しました。これにより、障がいや疾患ではなく、性の状態へと認識が転換されることとなりました。

このようなことも背景となり、近年、自分が、性的指向や性自認等の性的少数者であることを公表する人が増え、性的指向、性自認への認識や理解が広がりつつあります。しかしその一方では、性自認や性的指向を理由として偏見や差別を受けることも依然として多く見受けられます。

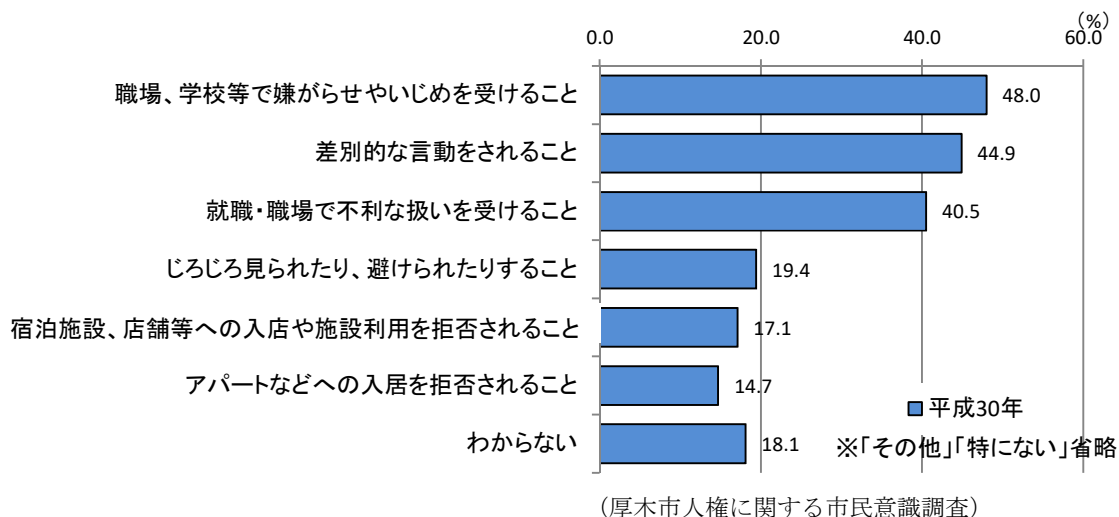
平成28年に行われた厚木市男女共同参画市民意識調査の結果によると、性的少数者（性的指向、性自認）が「自分のまわりにいる」が10.9%、「話を聞いたことがある」が13.0%となっています。本市においても身近な存在である様子がうかがえます。

また、平成30年に行われた厚木市人権に関する市民意識調査の結果によると、性的少数者（性的指向、性自認）の人権問題として、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」「差別的な言動をされること」「就職・職場で不利な扱いを受けること」が多く挙げられています。他方で「わからない」も2割近くに及んでおり、まだ市民の間に性的少数者（性的指向、性自認）の人権問題として認識が薄い様子もうかがえます。



本市では、性的指向、性自認への理解に向けて関係団体と連携・協働して、啓発を推進するとともに、本市の事務事業において性的少数者への配慮に努めます。

### 【性的少数者（性的指向、性自認）の人権で特に問題があると思うこと】



### 【主な施策の方向性】

#### ①人権教育・啓発の推進

- ・ 性的指向、性自認等の性的少数者の正しい知識を得るため研修会等を開催します。
- ・ 性的少数者の人権を配慮するとともに、相互理解ができる環境づくりを図ります。
- ・ 各学校において、性的指向、性自認についての児童・生徒の正しい理解を促します。

#### ②相談・支援体制の充実

- ・ 誰にも言えずに悩んでいる人が多い現状を踏まえ、気軽に相談できる環境づくり及び体制整備に努めます。
- ・ 性的少数者が生活していく中で、差別や偏見なく暮らしていけるような社会環境づくりに努めます。

#### ③行政の性別等に関する配慮

- ・ 性的少数者の意見・要望等を行政に反映できるように多様性を認め合える環境整備に努めます。

#### ④人権関係団体・NPO法人等との連携・協働

- ・ 性的指向、性自認に関する理解向上に向けて、ノウハウ・実績を持つ団体・NPO等との連携・協働の推進を図ります。



## 性的少数者とは…？

法務省は、性的少数者に関する人権課題として「性的指向」と「性自認」を挙げています。このうち「性的指向」は、恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを指します。「性自認」は自分の性をどのように認識しているかを指します。

性的指向では、同性愛や両性愛を指向する人がいます。一方、性自認では、心の性と体の性が異なっている人がいます。どちらも人口的には少数者です。

これらの性的少数者を総称して「<sup>エル・ジー・ビー・ティー</sup>L G B T」「<sup>エル・ジー・ビー・ティー・キュー</sup>L G B T Q」「<sup>ソ</sup>S O G I」等と表すことがあります。「L G B T」はLesbian, Gay, Bisexual, Transgenderの頭文字をとったものです。「L」(Lesbian：レズビアン)は女性の同性愛者、「G」(Gay：ゲイ)は男性の同性愛者、「B」(Bisexual：バイセクシャル)は両性愛者、「T」(Transgender：トランスジェンダー)は心の性と体の性との不一致を示しています。

また、「L G B T Q」と表わされる場合の「Q」はQuestioning (クエスチョニング：性自認や性的指向を定めない人)や、性的少数者の総称であるQueer (クィア)を意味しています。

「S O G I」の「S O」はSexual Orientation (性的指向)、「G I」はGender Identity (性自認)を表わしています。

## **(9) その他の様々な人権課題**

### **①アイヌの人々**

アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。アイヌの人々に対する理解と認識を深める必要があります。

### **②H I V感染者・ハンセン病患者等**

H I Vやハンセン病等の感染症の患者・回復者等が偏見や差別で苦しむことがないように、感染症に対する正しい知識と理解が必要です。

がん患者等についても、差別や職場等での不当な扱い等がないように、正しい知識と理解が必要です。

### **③刑を終えて出所した人やその家族等**

刑を終えて出所した人やその家族に対する差別等が発生しています。これらの人の社会復帰のためには、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力が必要です。地域社会においては、保護司<sup>\*27</sup>等のボランティアにより、更生支援や再犯防止等の更生保護活動が行われています。

### **④犯罪被害者等**

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のほかに、誹謗中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりする等の二次的な被害を受けることがあります。犯罪被害者とその家族の人権に配慮することが必要です。

### **⑤北朝鮮当局に拉致された被害者等**

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的問題であり、これをはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。このような中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

### **⑥ホームレス**

様々な社会的要因により特定の住居を持たず、公園や河川等で路上（野宿）生活を余儀なくされているホームレスの数は減少しているものの、未だに路上（野宿）

---

<sup>27</sup> 保護司：犯罪や非行をした人の更生を地域で支える民間ボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員と位置づけられている。

生活を続けているホームレスもいます。

路上（野宿）生活の長期化によりホームレスの高齢化や社会からの孤立化が進み、社会的自立がますます困難な状況にあります。

ホームレスに対しての偏見や差別意識を社会全体の人権問題としてとらえ、ホームレスを地域社会の一員として自立できるよう支援と協力が大切です。

## ⑦人身取引（トラフィッキング）

人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。性的搾取等を目的とした事案が発生しています。国民においても社会的な監視の目を持っていくため、この問題への理解と関心を深めていくことが大切です。

## ⑧東日本大震災等に起因する人権問題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、周辺住民の避難指示が出される等、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。このような中、避難生活の長期化に伴うトラブルや被災地からの避難者に対するいじめ等の人権問題が発生しています。デマの情報や風評もいまだに収まっておらず、人権侵害も収まっていません。人権侵害に加担しないよう、情報を正しく理解していくことが大切です。

東日本大震災後も我が国では甚大な被害をもたらす災害が多発しています。東日本大震災に起因する人権問題と同様に、被災者の人権擁護に関心を寄せていくことが必要です。

## ⑨その他の人権課題

人権課題は多種多様です。その他の人権課題としていくつかを例示します。

人権課題は、個人の意識や社会的な慣行・制度等に埋もれており、社会経済の変化に伴って社会問題として表面化します。事前に問題を予測して対応することは困難であるため、教育・啓発により理解向上を図るとともに、問題が生じた場合には、その都度早急かつ適切に対応していくことが求められます。

## (ア) 家族関係にまつわる人権課題

近年、ひとり親家庭など家族の形態が多様化している中、一人一人の人権を擁護することが求められています。

かつては、**非嫡出子**<sup>※28</sup>（いわゆる婚外子）は家族制度のもとで、嫡出子（結婚した夫婦のもとで生まれた子）と同等の権利が認められていませんでした。これに対し、嫡出子と非嫡出子の相続分を同等とする民法改正が平成25年に行われました。

また、配偶者も家族制度のもとで血縁者と同等の権利が認められていませんでした。これに対し、平成30年には、死亡した人の配偶者に対して配偶者居住権制度<sup>※29</sup>や特別寄与料制度<sup>※30</sup>を設ける民法改正も行われました。このような配偶者への措置を受けるには要件を満たす必要があり、人権上の課題が残る可能性もあります。また、権利を享受するにあたって、旧来の権利者（血縁者）との間で利害関係が生じることから、不当ないやがらせ等を受けることもあり、新たな人権課題が生じる可能性も考えられます。

非嫡出子においては、無戸籍児も問題となっています。DVやストーカー等被害を恐れる親が子どもの戸籍登録を避けることもあり、人権問題が複雑に連鎖するケースもあります。問題解決に向けて社会的関心の高揚と議論が必要とされています。

## (イ) 生活保護利用者等公的給付や支援を受ける人の人権課題

生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障する公的扶助制度です。利用者は権利に基づいて利用していますが、利用者に対するいやがらせや誹謗中傷、差別的な言動は消えることはありません。また、災害により被災して支援金を受けた人、あるいは、公害等により被害を受けた人への補償を受けた人等にもいやがらせや誹謗中傷、差別的な言動が繰り返されています。

なお、このような公的制度により支援や救済等を受けるには、認定を受ける必要があります。認定の基準をめぐることも、いろいろな意見があります。

---

<sup>28</sup> **非嫡出子**：婚外子。法律上の婚姻関係にない男女間に生まれた子。嫡出子（法律上の婚姻関係にある夫婦間に生まれた子）に対して、半分の相続分しかなかったが、平成25年の民法改正で同等になった。

<sup>29</sup> **配偶者居住権制度**：被相続人（死亡した人）の配偶者が被相続人の遺産である建物（住居）を無償で使用及び収益することができる権利。平成30年の民法改正で新設された制度。

<sup>30</sup> **特別寄与料制度**：被相続人（死亡した人）の生前に、配偶者等が無償で療養看護等を行い、被相続人の財産の維持・増加に特別の寄与をした場合、相続人に対して、特別の寄与に応じた額の金銭（特別寄与料）の支払請求をできるようにした制度。実質的な配偶者への配慮により、平成30年の民法改正で新設された制度。

### (ウ) 学歴、職業等まつわる人権課題

市民意識調査の結果にも現れていたように、学歴や出身校、職業や雇用形態等まつわる差別的な言動は、多くの人を経験する可能性のある身近な人権課題です。学歴や職業等に関する差別的な要素は、個人、地域、企業等の社会制度の中にもあります。

### (エ) 公益通報<sup>※31</sup>者、情報開示請求者等の特定の行為を行った人の人権課題

組織の法律違反行為等を通報する公益通報者（内部告発者）は、組織からのいやがらせや報復を受けやすく、中には、公益通報行為や組織のこととは関係のない、私生活に関する情報をもとにしたいやがらせや誹謗中傷を受けることもあり、重大な人権問題に発展するケースもみられます。「公益通報者保護法」が施行されていますが、人権問題はなくなっておりません。情報開示請求者に関しても、開示請求先に請求者の情報が伝わる事案が生じています。請求行為とは関係のない人格攻撃が社会的に生じたケースもあります。

---

<sup>31</sup> 公益通報：内部告発。組織内部の人が、組織の法律違反行為等を所轄庁等に通報すること。

## 第5章 推進体制

### 1. 行政・市民・事業者・団体等の役割

厚木市人権施策推進指針の基本理念「自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現“互いの人権を尊重し、いきいきと個性や能力を発揮できる社会をつくります”」に基づき、行政はもとより、市民、事業者・団体にも次のような役割が期待されています。

#### (1) 行政の役割

- ・人権尊重社会の実現に向けて、市の事務事業や施設において率先的に人権を尊重した取組を推進します。
- ・人権尊重社会の実現に向けて、地域で教育・啓発を推進するとともに、市民・事業者等の取組を支援します。
- ・行政、市民、事業者・団体等の連携・協働により、人権尊重社会の実現を図れるよう、市の方向性を示すとともに、体制整備を図ります。
- ・具体的な人権問題が生じた場合には、市民、事業者・団体及び関係機関との連携のもと、問題解決に向けて取り組みます。

#### (2) 市民に期待される役割

- ・人権について正しい知識を学びましょう。
- ・人権問題を自分も関わる身近な問題として受けとめましょう。
- ・身近なところで、人権問題に気付いたら、市等の公的な相談窓口ご連絡しましょう。
- ・市の人権施策や事業者・団体等の人権課題に関する取組に協力しましょう。
- ・人権侵害を受けた場合は、一人で悩まないで、家族、友人等に相談したり、適切な相談窓口にご相談しましょう。

### **(3) 事業者・団体等に期待される役割**

- ・ 地域社会の一員として人権に関する理解向上を図りましょう。
- ・ 職場や地域等身近なところから人権問題への理解を広げましょう。
- ・ 身近なところで、人権問題に気づいたら、市等の公的な相談窓口に連絡しましょう。
- ・ 市の人権施策や他の事業者・団体等の人権課題に関する取組に協力しましょう。

## 2. 人権施策の推進体制

人権尊重のまちづくりにおいては、地域全体での取組が必要です。行政、市民、事業者等それぞれが本指針の基本理念に基づいて人権への理解を深め、行動や取組を実践していけるように、庁内体制及び、市民・事業者等との連携・協働体制を整備します。

### (1) 人権施策推進協議会

市民、事業者、福祉・人権等の各団体で組織する「人権施策推進協議会」を設置し、高度化、複雑・多様化する本市の人権課題について、市民の立場から施策ニーズや施策の方向性等を協議します。また、庁内人権施策推進会議と並行して市民側の立場から、市内の人権課題等や本市の人権施策の全体的な方向性や指針の内容等について点検・協議を行います。

### (2) 人権施策推進会議

人権課題が高度化、複雑・多様化しているため、専門的な対応と、総合的な対応の両方が求められます。そこで、総合的な対応に向けて庁内横断的な連携体制の充実を図ります。

この一環として、庁内横断的連携の中核的役割を担う「人権施策推進会議」を設置し、複雑・多様化する人権課題に対して総合的な対応を図るとともに、市民意向調査等を踏まえて市内の人権課題等を把握し、本市の人権施策の全体的な方向性や指針の内容等についても点検・協議を行います。

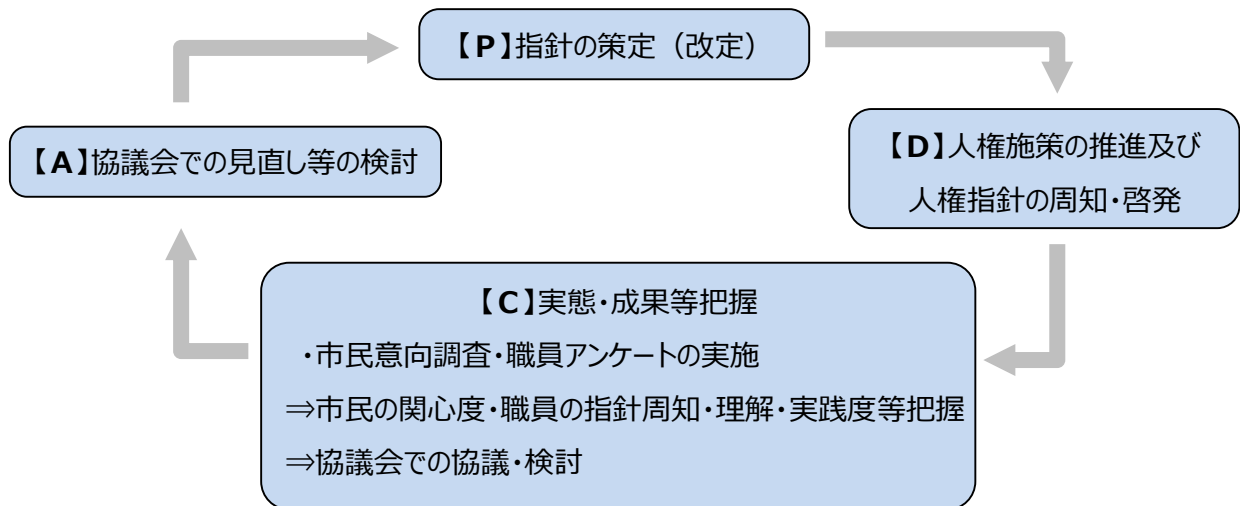
### (3) 市民、事業者・団体等との連携・協働体制

人権課題の解決に向けては、日常生活の中で差別や偏見をなくし、互いに尊重しながら人権を意識していくことが重要となります。このため、行政だけではなく、地域全体で人権意識の向上に取り組んでいくことが必要です。そこで、市民一人一人が、人権を日常生活の問題として、自ら考え、学び、行動できるようにしていくため、地域社会、団体、学校、事業者と連携・協働して、人権問題の周知、人権に関する教育・啓発を実施します。実施にあたっては、街頭でのイベント・キャンペーン、学校での授業や活動、地域での集会や学習会、職場での研修等、多様な機会や場面を有効に活用します。



### 3. 指針の点検と見直し

P D C A（Plan Do Check Action：計画・実行・点検・見直し）サイクルにより、人権施策の進捗状況及び成果を点検・評価し、必要に応じて指針の見直しを行います。国・県の政策動向や社会情勢の変化により、必要が生じた場合にも、指針の点検を行い、見直しを検討します。



### 1. 策定の体制と経過

本指針の策定においては、厚木市市民参加条例に基づき、市民参加の手続を実施します。なお、厚木市市民参加条例第6条第1項では、自治基本条例第29条第1項に規定されている「(1) 条例等の制定、改正又は廃止」「(2) 計画の策定、改定又は廃止」「(3) その他の重要な政策等の策定」を市民参加条例の対象行為と定めています。人権は最高法規である憲法で保障される侵すことのできない永久の権利に基づくものであることから「(3) その他の重要な政策等の策定」として下の①～③の市民参加の手続を実施しました。また、庁内横断的な会議を組織して検討作業を行いました。

- ①人権施策推進協議会への諮問、答申
- ②市民意向調査の実施
- ③パブリックコメントの実施

#### (1) 人権施策推進協議会

複雑・多様化するニーズに対応した人権施策の推進に向け、市民、事業者、福祉・人権等の各種団体で組織する「人権施策推進協議会」において、市民意向調査の結果等をもとに、指針の見直し等について検討しました。

年月日	回	内容
平成30年12月27日	第1回	厚木市人権施策推進指針改定の考え方について
平成31年1月28日	第2回	人権問題市民意識調査の結果について 厚木市人権施策推進指針（案）について
3月18日	第3回	厚木市人権施策推進指針（案）について 厚木市人権施策推進指針（改定）の答申について

## (2) 市民意向調査 (再掲)

厚木市に居住する15歳以上の男女（外国籍の方を含む）3、000名を対象に「厚木市人権に関する市民意識調査」を実施しました。

対象者	厚木市に居住する15歳以上の男女（外国籍の方を含む）3、000名
調査内容	人権に関する関心、問題意識等
抽出方法	住民基本台帳からの性別・年齢階層別の層化抽出（無作為抽出）
調査方法	郵送法（郵送配布・郵送回収）
調査期間	平成30年8月1日（水）～8月22日（水）
回収数（回収率）	1、215件（40.5%）

## (3) パブリックコメント

本指針の策定にあたって、指針案に対する市民の意見等を募集し、当該意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きとして、厚木市市民参加条例第6条、第10の規定に基づき、パブリックコメントを実施しました。

案件名	厚木市人権施策推進指針改定に関するパブリックコメント
意見募集期間	令和元年6月1日（土）～7月1日（月）
意見提出資格者	厚木市自治基本条例第3条で定義する市民
意見提出者数	3人
意見総数	19件

## (4) 人権施策推進会議（庁内）

人権課題の複雑・多様化に対して、担当課による専門的な対応と庁内での柔軟性のある幅広い連携が必要となっていることを背景に、庁内関係各課で組織する人権施策推進会議を設置し、指針の見直し等を協議しました。

年月日	回	内容
平成30年7月13日	第1回	厚木市人権施策推進指針改定の考え方について
12月27日	第2回	指針素案の検討
平成31年3月5日	第3回	指針素案の検討

## 2. 相談窓口

人権に関する悩みを抱え、困っている人が相談しやすいように、また、人権に関する教育やリスク対策を検討する事業所等が相談しやすい環境を整備します。

本市及び連携する主要機関の相談窓口は次の表に示す通りであり、窓口間の相互連携により、相談者が適切な相談窓口につながるように体制を整備します。

### (1) 全般

相談種別	相談支援概要	相談窓口・連絡先
一般相談	・日常生活で困ったことや相談先が分からない場合などの相談、また、必要に応じ専門的な相談窓口等を案内します。	総合相談コーナー 225-2100 (市民協働推進課)
法律相談	・相続、離婚、債権債務など、法律問題の相談に応じています。	
人権相談	・人権に関わる困りごとや心配ごとを人権擁護委員が面接又は電話で相談に応じています。	総合相談コーナー 225-2215 (市民協働推進課)

### (2) 子ども

相談種別	相談支援概要	相談窓口・連絡先
児童虐待相談	・児童虐待に関する相談に応じています。	児童虐待相談 221-0181 (家庭相談課) 全国共通ダイヤル 189 (児童相談所)
ひとり親家庭相談	・ひとり親家庭や寡婦を対象とした生活一般相談やひとり親の自立に必要な指導・情報提供、職業能力の向上や求職活動の支援などに関する相談に応じています。	子育て給付課 225-2241

相談種別	相談支援概要	相談窓口・連絡先
子育て支援センター（もみじの手）	・育児相談や子育てに関する施策等の情報提供を行っています。	子育て支援センター 225-2922
療育相談センター「まめの木」	・発達上なんらかの心配があると思われる児童について、療育に関する情報提供や具体的助言等を行っています。	福祉総務課 225-2252
子どもの預け先（保育・幼児教育施設）相談	・就学前児童を預ける施設についての情報提供や一般相談に応じています。（一時預かり、病後児保育、コミュニティ保育など）	こども育成課 225-2262 保育課 225-2231
妊産婦・新生児・乳幼児等の健康相談	・妊産婦や新生児・乳幼児への家庭訪問及び健康や育児、栄養等の相談に応じています。	健康づくり課 225-2597
ネットいじめ・ヤングテレホン	・青少年からの学校・家庭・友人関係・いじめ・異性問題などの電話相談に応じています。	青少年教育相談センター 223-6693
子どものための教育相談	・青少年とその保護者が抱える教育全般にわたる悩みや問題に対する相談に応じています。	青少年教育相談センター 221-8080
24時間子どもSOSダイヤル	・いじめに関する電話相談に応じています。（3歳から18歳までが対象）	24時間子どもSOSダイヤル 0120-0-78310 (県総合教育センター)
子どもの人権110番	・いじめ、体罰、児童虐待などの子どもの人権に関する相談に応じています。	子どもの人権110番 0120-007-110 (法務省)
少年相談・保護センター	・少年の非行問題や犯罪被害等に関する相談に応じています。（20歳未満が対象）	少年相談・保護センター 0120-45-7867 (神奈川県警察)

### (3) 女性

相談種別	相談支援概要	相談窓口・連絡先
女性相談	・女性の抱える様々な家庭、地域、職場、学校等の悩みの相談に応じています。	女性のための相談室 221-0123 (家庭相談課)
女性法律相談	・女性の抱える様々な法律問題の相談に応じています。	
女性DV相談	・女性のためのDV（配偶者等からの暴力）に関する相談に応じています。	女性DV相談 221-0182 (家庭相談課)
女性相談員による相談	・配偶者や恋人間の身体的暴力や精神的圧迫、経済的な暴力の悩みに関する相談に応じています。	女性のためのDV相談窓口 0466-26-5550 (県配偶者暴力相談支援センター)
女性への暴力相談「週末ホットライン」	・配偶者暴力など女性への暴力に関する相談に応じています。	女性のためのDV相談窓口 045-451-0740 (県配偶者暴力相談支援センター)

### (4) 高齢者

相談種別	相談支援概要	相談窓口・連絡先
権利擁護支援センター	・高齢者、障がい者の虐待に関する相談、通報に応じています。	厚木市社会福祉協議会 225-2939
高齢者・介護相談	・高齢者の生活、介護全般にわたる相談に応じています。	介護福祉課 225-2220
地域包括支援センター	・介護、医療、福祉などの関係機関と協力して地域で暮らす高齢者や障がい者の生活を支える総合相談に応じています。	

## (5) 障がいのある人

相談種別	相談支援概要	相談窓口・連絡先
権利擁護支援センター（再掲）	・高齢者、障がい者の虐待に関する相談、通報に応じています。	厚木市社会福祉協議会 225-2939
障がい者総合相談室（ゆいはあと）	・障がい者の日常生活や自立等に関する相談に応じています。	ゆいはあと 225-2904

## (6) 外国人

相談種別	相談支援概要	相談窓口・連絡先
外国人相談	・ポルトガル語、スペイン語、英語による相談に応じています。	総合相談コーナー 225-2100 (市民協働推進課)
通訳ボランティア	・スペイン語の通訳や翻訳の相談に応じています。	
多言語ナビかながわ	・日常生活に必要な情報（医療、保健福祉、子育てなど）、生活習慣に関することなどについて情報提供を行っています。	公益財団法人かながわ 国際交流財団 045-316-2770
多言語による相談	・DVに関する相談に応じています。（英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語）	女性のためのDV相談窓口 050-1501-2803 (県配偶者暴力相談支援センター)

## (7) その他

### ①働く人

相談種別	相談支援概要	相談窓口・連絡先
勤労者のための ナイター法律相 談	・勤労者の労働問題全般にわたる相談に応 じています。	産業振興課 225-2585
就職支援相談	・適職把握のアドバイス、履歴書・職務経歴 書等の書き方と面接の受け方の指導、相談 に応じています。	
働く人のための心 の悩み相談	・勤労者の職場における人間関係の不安、悩 みなどの相談に応じています。	
ニート・ひきこもり 就職支援相談	・15歳から39歳までの、就労を希望する無業 者及びその家族が対象の相談、職業能力 向上支援の相談に応じています。	県央地域若者 サポートステーション 297-3067
労働相談	・労働に関する労使間のトラブル等の相談に 応じています。	かながわ労働センター 県央支所 296-7311
働く人のメンタル ヘルス相談	・勤労者の職場における人間関係の不安、悩 みなどの相談に応じています。本人だけでな く、家族や職場の上司・同僚の方からの相談 にも応じます。	かながわ労働センター 045-633-6110
求職者支援	・求職手続（求職申込、職業相談等）、職 業訓練（公共職業訓練校への入学等）の 支援や相談に応じています。	公共職業安定所 （ハローワーク厚木） 296-8609

### ②福祉関連

相談種別	相談支援概要	相談窓口・連絡先
生活保護相談	・生活保護全般にわたる相談に応じていま す。	生活福祉課 225-2211
生活困窮者自 立支援相談	・失業、傷病、長期ひきこもりなど、様々な理 由で生活に困っている方々に就労等による 自立に向けた相談に応じています。	福祉総務課 225-2895



相談種別	相談支援概要	相談窓口・連絡先
福祉総合相談	・福祉全般の相談に応じています。	厚木市社会福祉協議会 225-2947

### ③その他

相談種別	相談支援概要	相談窓口・連絡先
男性DV相談 (被害者の方)	・男性のためのDV（配偶者等からの暴力）に関する相談に応じています。	男性のためのDV相談 0570-033-103 (県配偶者暴力相談支援センター)
消費生活相談	・電話勧誘・訪問販売・キャッチセールスなど契約、消費生活に関するトラブルの相談に応じています。	消費生活センター 294-5800
健康・医療あつぎ健康相談ダイヤル24	・健康、医療、介護、育児などの相談に応じています。	あつぎ健康相談ダイヤル24 0120-31-4156 (健康長寿推進課)
こころの健康相談	・臨床心理士による自殺予防の相談に応じています。	健康づくり課 225-2201
生活習慣病予防健康相談	・保健師、管理栄養士による生活習慣病を中心とした相談に応じています。	
メンタルヘルス相談	・精神保健福祉士・保健師による自殺予防の相談に応じています。	
成人健康相談	・骨粗しょう症（検診後予約）・歯と歯ぐきの健康相談、未病センター個別相談に応じています。	
ボランティア相談	・ボランティア活動を始めたい場合や活動中の悩み、問題などの相談に応じています。	市民協働推進課 225-2141
	・ボランティア活動を始めたい方への支援等を行っています。	厚木市社会福祉協議会 ボランティアセンター 225-2789

(平成31年4月現在)

### 3. 諮問・答申

諮 問

平成 30 年 8 月 20 日

厚木市人権施策推進協議会  
会 長 清田 増夫 様

厚木市長 小林 常良

「厚木市人権施策推進指針」について（諮問）

本市における厚木市人権施策推進指針について、貴審議会に諮問いたします。

# 答 申

平成 31 年 3 月 18 日

厚木市長 小林 常良 様

厚木市人権施策推進協議会  
会 長 清田 増夫

厚木市人権施策推進指針改定について（答申）

平成 30 年 8 月 20 日付けで当審議会に諮問のあった「厚木市人権施策推進指針改定について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

近年、子どもの虐待やいじめに関する事件、障がい者に関する殺傷事件、SNSを利用した殺人事件など、社会的な少数者や弱者が巻き込まれる痛ましい事件が発生し、大きな社会問題となっています。また、LGBT、ヘイトスピーチなど新たな人権課題も起きています。それらがきっかけとなり、問題解決に向けた法整備などが行われ、人権を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

厚木市では、平成16年度に「厚木市人権施策推進指針」を策定し、人権施策を推進していますが、複雑・多様化する人権課題に対処すべく、本指針の改定をお願いします。

「人権」は、人間が人間らしく生きる権利であり、誰もが生まれ持った権利であり、日本国憲法により保障されていますが、今なお、差別や偏見などがあるのが現状です。お互いの人権を尊重し、一人一人がいきいきと個性や能力を発揮できる社会を目指し、「自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現」と掲げた基本理念のもと、人権意識向上を図るための様々な施策を推進してください。また、本指針を多くの市民に知っていただくために、継続的な周知・啓発をお願いします。さらに、改定に当たっては、次のことに留意してください。

## 1 人権課題について

平成16年度に策定した指針では、人権課題は7つでしたが、近年、人権を取り巻く環境が大きく変化しています。今回、改定する指針では、法務省で掲げている17の人権課題を取り上げ、今後の方向性を示してください。また、少子高齢化、核家族化、

情報化社会がさらに進むなど、社会情勢が大きく変わっている中様々な事件等により人権が脅かされることが予想されるため、今後起こりうる人権課題についての方向性も示していただくようお願いいたします。

## 2 人権課題への取組について

人権課題を解決するには、社会全体での取組が必要となります。行政、学校、地域、家庭、職場など、さまざまな場で、市、市民、事業者と協働・連携しながら、人権の理解を深める人権教育や周知・啓発等の施策の推進をお願いいたします。

## 3 人権施策を推進する基本姿勢について

一人一人の人権が尊重されるように、次の基本姿勢に基づき人権施策を推進していただくようお願いいたします。

- (1) 人権問題は、社会全体で解決していくことが重要であることから、市民、地域、学校、事業者等と協働・連携しながら、人権意識の周知・啓発及び人権施策の推進をお願いいたします。
- (2) 人権尊重の精神に基づいた施策の推進をお願いいたします。
- (3) 差別や偏見等により苦しんでいる人の立場に立って、人権課題を正しく理解し、差別等のないまちづくりの推進をお願いいたします。

#### 4 子ども世代からの人権教育・啓発について

人権を尊重するためには、人を思いやる心を育むことや、お互いを理解する環境が必要だと思います。教育活動を通じ、発達段階に応じて人権意識を身に着けられるような人権教育・啓発をお願いします。さらに、家庭だけでなく、地域も含めた社会全体で、人権尊重の意識向上を目指す社会環境整備に努めるようお願いいたします。

#### 5 相談・支援体制の整備等について

人権で悩む人にとって、心身ともに傷ついてしまうことがあるため、相談する人や場所があることがとても重要となります。そのため、市民が身近で相談できる相談窓口の充実及び周知を図ってください。また、人権侵害を受けた方への支援等において、さまざま関係機関との協働・連携を図るようお願いいたします。

#### 6 本指針の推進及び周知について

本指針については、人権における市民意識調査の結果では、10%の周知度でした。今後は、人権啓発を図るとともに、指針のPRもお願いします。また、市の職員においても、指針の周知を図るようお願いいたします。

厚木市人権施策推進協議会

委員長 清田 増夫

職務代理 奥田 七代

委員 上条 亜紀子

委員 関 幸男

委員 渡邊 治代

委員 小俣 明美

委員 佐藤 貴子

委員 半田 竹美

委員 鄭 珉朱

## 4. 厚木市人権施策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）に基づき設置された厚木市人権施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 人権意識の普及啓発の推進に関すること。
- (2) その他人権に係る施策の推進に関すること。

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、人権施策推進主管課で処理する。

(委任)



第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に協議会に相当する合議体（以下「従前の合議体」という。）の委員である者は、この規則の施行の日に、第3条の規定により協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 第5条の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に従前の合議体の会長である者又はその職務を代理する委員である者は、それぞれ、この規則の施行の日に、同条の規定により協議会の会長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。

## 5. 人権施策推進協議会委員名簿

	役職名	所 属	氏名（敬称略）
1	委員	民間企業	上条 亜紀子
2	委員	教育関係	関 幸男
3	委員長	行政相談委員	清田 増夫
4	委員	民生・児童委員	渡邊 治代
5	委員	厚木市人権擁護委員会	小俣 明美
6	委員	厚木市男女共同参画計画推進委員会	奥田 七代
7	委員	地域包括支援センター	佐藤 貴子
8	委員	神奈川県地域人権運動連合会厚木支部支部長	半田 竹美
9	委員	厚木市外国籍市民懇話会	鄭 珉朱

## 6. 人権施策推進会議委員一覧

	役職名	職 名
1	委員長	協働安全部長
2	副委員長	人権男女相談担当課長
3	委員	危機管理課長
4	委員	企画政策課長
5	委員	職員課長
6	委員	情報政策課長
7	委員	健康長寿推進課長
8	委員	福祉総務課長
9	委員	生活福祉課長
10	委員	障がい福祉課長
11	委員	高齢者支援担当課長
12	委員	こども育成課長
13	委員	家庭相談課長
14	委員	青少年課長
15	委員	市民協働推進課長
16	委員	セーフコミュニティくらし安全課長
17	委員	教育指導課長
18	委員	青少年教育相談センター所長
19	委員	社会教育課長